

平成31年第1回定例会

鋸南町議会会議録

平成31年3月5日 開会

平成31年3月15日 閉会

鋸南町議会

平成31年第1回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第1号	鋸南町森林環境譲与税基金条例の制定について
議案第2号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	鋸南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	鋸南町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の制定に関する協議について
議案第11号	鋸南町過疎地域自立促進計画の変更について
議案第12号	平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について
議案第13号	平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
議案第14号	平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第15号	平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第16号	平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第4号）について
議案第17号	平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第18号	平成31年度鋸南町一般会計予算について
議案第19号	平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第20号	平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第21号	平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第22号	平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
議案第23号	平成31年度鋸南町水道事業会計予算について

平成31年第1回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号（3月5日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	14
鈴木 辰也 君.....	14
三国 幸次 君.....	29
緒方 猛 君.....	39
散会の宣言	55

第2号（3月6日）

議事日程	56
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	57
本会議に職務のため出席した者の職氏名	58
開議の宣言	59
議事日程の報告	59
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第18号の上程、説明	102
議案第19号の上程、説明	112
議案第20号の上程、説明	115
議案第21号の上程、説明	117
議案第22号の上程、説明	121
議案第23号の上程、説明	123

散会の宣言 126

第3号（3月15日）

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	127
本会議に職務のため出席した者の職氏名	128
開議の宣言	129
議事日程の報告	129
議案第18号の委員長報告、討論、採決	129
議案第19号、20号、21号、22号、23号の委員長報告	133
議案第19号の討論、採決	136
議案第20号の討論、採決	137
議案第21号の討論、採決	137
議案第22号の討論、採決	138
議案第23号の討論、採決	139
閉会の宣言	140

鋸南町告示第5号

平成31年第1回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年3月1日

鋸南町長 白石 治 和

1. 期 日 平成31年3月5日（火） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

平成31年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成31年3月5日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問〔3名〕
① 7番 鈴木 辰也 議員
② 12番 三国 幸次 議員
③ 6番 緒方 猛 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田久保浩通君 | 2番 青木悦子君 |
| 3番 笹生久男君 | 4番 渡邊信廣君 |
| 5番 小藤田一幸君 | 6番 緒方猛君 |
| 7番 鈴木辰也君 | 8番 黒川大司君 |
| 9番 伊藤茂明君 | 10番 笹生正己君 |
| 11番 平島孝一郎君 | 12番 三国幸次君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|--------------|--------------|
| 町長 白石治和君 | 副町長 内田正司君 |
| 教育長 富永安男君 | 総務企画課長 増田光俊君 |
| 税務住民課長 平野幸男君 | 保健福祉課長 杉田和信君 |
| 地域振興課長 飯田浩君 | 建設水道課長 平嶋隆君 |
| 教育課長 福原規生君 | 会計管理者 寺本幸弘君 |
| 監査委員 柴本健二君 | 総務管理室長 安田隆博君 |

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小藤田一幸）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

2番 青木悦子君、9番 伊藤茂明君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小藤田一幸）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る2月25日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 鈴木 辰也君。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る2月25日、午前10時から議会運営委員会を開き、平成31年第1回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議しましたのでご報告いたします。

今定例会の会期は、本日から15日までの11日間とし、日程はお手元に配付されておます議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案23件が提出されております。

本日はこのあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、及び諸般の報告を求めたのち、3名の一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日6日は、午前10時から会議を開き、発議案第1号から議案第17号まで、順次上程のうえ、質疑、討論の後、採決までお願いし、議案第18号から議案第23号までの平成31年度各当初予算関係については、順次上程の上、当局からの説明を受けるだけとします。

なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されていますことを、併せてご報告いたします。

7日から14日までの8日間は、議案調査のため休会とします。

15日は午後2時から会議を開き、当初予算関係の議案第18号から議案第23号までについての質疑、討論を行っていただき、採決を願いたいと思います。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、三国幸次君、緒方猛君、そして私、鈴木辰也の3名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問は15分以内とします。

また、再質問は1問1答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（小藤田一幸）

ただいまの、議会運営委員長から報告ですが、今定例会の会期は本日から15日までの11日間とし、一般質問については、通告あった議員が3名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で回数は定めないとのことあります。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から15日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小藤田一幸）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成31年第1回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用の折、ご出席を賜りまして、厚く感謝申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、平成30年度の各会計補正予算案、及び平成31年度の各会計当初予算案、また条例の制定及び一部改正などの23議案でございます。

議案の概略をご説明する前に、新年度に向けての所信を申し述べさせていただきます。

日本の経済状況を見ますと、内閣府が本年2月21日に公表した月例経済報告によりますと、国内景気の基調判断を「緩やかに回復している」と14カ月連続で据え置きました。

先行きについては雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるとしております。

また、平成31年度の国の地方財政対策であります。地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるように、地方税及び地方交付税等の一般財源総額について、前年度比0.6兆円の増、率にして1.0%上回る62.7兆円を確保しているとしております。

しかし、一般財源総額は、ほぼ前年度並みとはいえ、社会保障費の充実分を含めると、地方においては、一般財源が不足することによる経常収支比率の悪化が懸念されるところでございます。

さて、本町では、鋸南町人口ビジョンにおける人口の将来展望に向け、「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「鋸南町総合計画」などの諸計画に基づき、まちづくりを進めて参りました。地方創生の拠点であります都市交流施設「道の駅保田小学校」も4年目を迎え、年間約60万人を超える多くの方々にお越しいただき交流の場としての賑わいをみせております。

そして、これまで町として取り組んで参りました「地方への新しい人の流れを創る」施策をさらに実効性のあるものとしていくため、31年度では「道の駅保田小学校」に隣接する旧保田小学校プール用地や廃園となった旧鋸南幼稚園等を積極的に有効活用していくため、基本計画・基本設計の作成に着手して参ります。この取り組みにより地域経済へのさらなる波及効果が生まれていくことを期待しているところでございます。

また、人口減少問題への対策として、子ども・子育て支援施策でございますが、今年度は10月の消費税率10%への引き上げに伴って、全額国費によって実施される幼児教育の無償化に先行して、4月から学校給食費の無償化を実施していきたいと思っております。

また、地方創生推進交付金事業を活用して東京圏からの移住者に対する移住支援金の交付事業も実施し、さらなる活性化対策を推進して参りたいと思っております。

鋸南町の平成31年度予算編成についてでございますが、本町の財政見通しは、歳入が地方における景気の低迷と少子高齢化の影響等により、町税の増収は見込めず、歳入の約4割を占める地方交付税は国の平成31年度地方財政計画によりますと、前年度比プラス1.1%と伸びる見込みとなっておりますが、国の動向によって大きく影響を受けて参ります。

公債費については、依然として一般財源における公債費の割合が高い状況にございますが、実質公債費比率は、平成19年度から公債費負担適正化計画を進めてきたことが実を結び、平成29年度決算では14.0%となりました。

また、財政調整基金は、平成30年度末で約12億8千万円となる見込みであり、少しずつではありますが財政の安定化が図られて参りました。

しかし、さらなる高齢化の進展による社会保障関係経費の増、インフラや各公共施設の老朽化に伴う改修、また長寿命化を図るための調査費の増等が見込まれることから、引き続き厳しい財政運営が予想されます。

このような状況の中、総合計画で掲げた3つの政策目標である「活力ある産業づくり」・「輝く人材づくり」・「安心生活づくり」を基本に、住民サービスの低下を招かず、活力あるまちづくりのための施策の展開を図り、深刻な人口減に対する施策を推進する必要がございます。

このため、行財政改革の一環として実施しております、特別職及び管理職の給料削減については、平成31年度においても継続いたしたく、関連議案を提出させていただきました。今後とも、財政の健全化に向け、さらに精一杯の努力をいたす覚悟でございます。

議員各位のご理解と町民の皆様のご協力、そして職員の皆さんにもご協力をお願いする次第でございます。

それでは、今定例会に、ご提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号「鋸南町森林環境譲与税基金条例の制定について」でございますが、森林環境譲与税の創設に伴い、人材育成や担い手確保、木材利用促進、森林整備などに要する経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするものであります。

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、給与の独自削減については、課長及び室長等管理職手当支給対象職員にあっては100分の1の減額の措置を、平成32年3月31日まで、お願いするものでございます。また等級別基準職務表について、5級の職務の欄に副園長の職務の追加をお願いするものでございます。

議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。平成17年度から町長30%、副町長及び教育長は20%それぞれ給料を削減し、現在に至っております。本年3月31日までの時限条例でございますので、現在の財政状況から平成31年度も継続して削減する改正をお願いするものでございます。

議案第4号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、この条例では、特別職の給料の他、期末手当の支給について規定されておりますが、附則で規定されている期末手当の算定の特例の期間を1年間延長するものでございまして、町長等の給料月額の特例に関する条例の規定にかかわらず、減額前の額で算定をお願いするものでございます。

議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、国の人事院規則等の改正に伴い「残業時間の上限等を規則に定めることを加えるものでございます。

議案第6号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額の引き上げ及び保険料の減額に係る算定基準の改正をお願いするものでございます。

議案第7号「鋸南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、老人福祉センターにおきまして、貸切風呂の新築等に伴い使用料条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

議案第8号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

すが、介護保険料の普通徴収に係る保険料の納期の変更をお願いするものであります。

議案第9号「鋸南町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について」であります。基金の処分用途にかかる、条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第10号「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の制定に関する協議について」でございますが、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、広域廃棄物処理に関する事務を共同して管理、執行する協議会の設置にかかる規約の制定について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第11号「鋸南町過疎地域自立促進計画の変更について」でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により過疎計画の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第12号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」でございますが、歳入歳出それぞれ、1,088万3千円を減額し、補正後の総額を40億7,883万6千円にしようとするものであります。

「老人センター改修事業」など5事業、1億2,225万円を平成31年度へ繰り越しをして執行するため新たに「繰越明許費」の設定をお願いするものであります。

また、広報印刷製本業務を単価契約するため、債務負担行為補正をお願いするものです。その他、各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。

なお、財政調整基金関係では、運用益分として52万4千円を積立し、3月補正余剰分などで取崩し額から1,812万2千円を減額し、平成30年度末の財政調整基金の残高は12億8,804万6千円となる見込みであります。

議案第13号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」でございますが、歳入歳出それぞれ4,803万3千円を追加し、補正後の総額を、12億4,762万7千円にしようとするものであります。

補正の主なものは、歳出では、一般被保険者の保険給付費を医療費の給付動向を勘案し1,493万7千円を減額、財政調整基金積立金では、4,999万9千円の増額、また諸支出金では29年度分の精算に伴う補正をお願いするものでございます。

議案第14号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、歳入歳出それぞれ、507万3千円を減額し、補正後の総額を、1億2,745万6千円にしようとするものであります。

決算見込みを踏まえまして、歳入歳出の過不足分の調整をお願いするもので、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定及び保険料の見込み額により補正をお願いするものであります。

議案第15号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」でございますが、歳入歳出それぞれ、4,375万4千円を増額し、補正後の総額を、1

3億5,637万円にしようとするものであります。

補正の主なものは、居宅介護サービス給付費1,467万3千円、地域密着型介護サービス給付費1,744万8千円、施設介護サービス給付費991万2千円の増額等でございます。

議案第16号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第4号）について」でございますが、一般会計補助金の増額等に伴い、収益的収入では、3,011万2千円を増額し、補正後の総額を8,429万4千円とし、収益的支出で3,090万8千円の増額を予定し、補正後の総額を1億1,732万5千円にしようとするものであります。

資本的支出では、事業費の確定により38万9千円を減額し、補正後の総額を1,967万円とするものであります。

議案第17号「平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」でございますが、収益的収入では、61万9千円の増額、収益的支出では165万円の増額を予定いたしました。

資本的支出では、事業費確定により、898万1千円の減額をするものであります。

議案第18号「平成31年度鋸南町一般会計予算について」でございます。歳入歳出それぞれ38億9,907万3千円と決めました。

前年度当初予算に比べますと、4.4%、1億6,545万1千円の増額となりました。

はじめに、歳出であります。主な事業を申し上げますと、総務費では、都市交流施設周辺整備事業、情報化推進事業、本庁舎長寿命化事業、総合計画策定事業、防犯灯LED化事業、移住支援事業、固定資産税現況確認ビューワ作成業務委託。

民生費では、子ども医療費助成事業、学童保育事業、幼稚園一時預かり事業。

衛生費では、災害廃棄物処理計画策定業務委託。

農林水産業費では、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託、中山間地域等直接支払事業交付金、勝山漁港・農山漁村地域整備交付金事業負担金、保田漁港・吉浜南防波堤調査測量設計業務委託。

商工費では、観光トイレ設置事業。

土木費では、住宅取得奨励金交付事業、リフォーム補助事業、道路長寿命化修繕事業。

消防費では、防災行政無線デジタル化事業。

教育費では、学校給食費補助事業、中学校グラウンド整備事業、中央公民館正面玄関改修事業、中央公民館長寿命化事業、資料館空調設備等改修事業。

次に各会計への繰出金につきましては、国民健康保険特別会計等3つの特別会計には2億9,444万円、企業会計へは、水道会計に、1億87万6千円。病院会計に、8,536万5千円を計上いたしました。

次に、一部事務組合・広域連合への負担金関係につきましては、安房広域市町村圏事務組合負担金2億2,241万1千円、後期高齢者医療広域連合負担金1億4,328万4千円、鋸南地区環境衛生組合分担金1億4,581万8千円。

人件費関係では、議会議員及び特別職の報酬、給与費及び共済費は前年度比較し、0.9%、103万4千円の増の1億1,319万4千円を計上いたしました。

また、一般職の給与費及び共済費の合計の人件費は、昨年度と比較し、4.0%、2,366万7千円の増の6億1,563万5千円を計上いたしました。

次に、歳入であります。町税は7億1,889万5千円で、前年度比1.5%、1,112万3千円の減額を見込みました。

次に、地方交付税であります。普通交付税16億3,500万円、特別交付税1億円の合計17億3,500万円、昨年度と比較いたしますと6,800万の増額で計上いたしました。

また、臨時財政対策債は9,100万円を計上し、普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債の合計は18億2,600万円となり前年度比4,100万円の増を見込みました。

繰越金は1億円を計上し、予算調整の結果、不足する一般財源は、財政調整基金から2億2,660万6千円を繰入することといたしました。

当初予算後の財政調整基金の残高は、10億6,144万1千円となる見込みであります。

議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」でございますが、歳入歳出予算の総額は11億5,769万8千円で、前年度比3.1%減、3,720万5千円の減となります。

主たる歳出である保険給付費は、8億4,761万2千円で、前年度比3.9%の減、国民健康保険事業費納付金2億5,913万2千円で前年度比1.5%の減となっております。

主たる歳入では、保険料は前年度比13.8%減の1億8,510万1千円を見込みました。県からの交付金は8億6,108万9千円を予定いたしました。

議案第20号「平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」でございますが、歳入歳出予算の総額は、1億3,474万円で、前年度比1.7%増の221万1千円の増となります。

歳出の主なもの、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,787万3千円で、歳出総額の94.9%を占めるものでございます。

次に歳入では、医療保険料は、前年度比0.8%増の9,068万円、一般会計繰入金4,014万1千円が主たるものでございます。

議案第21号「平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について」であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比1.7%、2,125万9千円増の12億4,910万6千円を予定しました。

歳出の主なものは、保険給付費で、前年度比1.9%増の11億8,265万9千円を予定し、歳出総額の94.7%を占めるものでございます。

歳入では、第1号被保険者の保険料を前年度比2.7%増の2億4,947万4千円、町からの繰入金は保険給付費、地域支援事業及び事務費に対する補助として1億6,849万7千円を予定しております。

議案第22号「平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」でございますが、収益的支出は、企業債償還利息132万3千円、減価償却費2,975万3千円、指定管理者交付金7千万円及び町が負担すべき修繕料、委託料等を合計し、1億559万5千円を予定いたしました。

収益的収入では、一般会計負担金88万円、一般会計補助金7,137万円、財団からの負担金100万円及び文書料259万2千円等、合計7,901万7千円の収入を予定いたしました。

次に、資本的支出では、企業債償還元金1,311万5千円、資本的収入では、一般会計出資金1,311万5千円を予定いたしました。

議案第23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」でございますが、収益的収入は、5億1,385万6千円を予定いたしました。

収益的収入のうち、給水収益は2億7,050万3千円、一般会計補助金は、前年度比7万6千円増の1億87万6千円、県総合対策事業補助金9,600万円等を予定いたしました。

収益的支出では、前年度比1.4%増の、4億7,450万3千円を予定いたしました。支出には、南房総広域水道の受水費、1億5,013万7千円が含まれております。

資本的収入では、配水施設改良事業及び浄水施設改修事業にかかる企業債5,560万円を予定し、資本的支出では、建設改良費8,187万9千円及び企業債償還元金1億3,741万4千円、合計で2億1,929万3千円を予定いたしました。

平成31年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた、町の予算総額は、歳出・支出ベースで、前年度比1億6,838万1千円増の72億5,312万3千円となるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、鋸南町表彰条例による表彰について申し上げます。

去る、2月5日に表彰審議会が開かれまして、善行表彰として、鋸南町勝山漁業協同組合の1団体が、平成30年度鋸南町表彰を受賞されることとなりました。誠におめでとうございます。なお、表彰式は、本日、午後1時15分から、この議場において、開催させていた

だく予定でございます。

次に出産祝品の贈呈についてご報告申し上げます。

昨年3月から本年2月までに28名のお子様が生誕されました。2月22日、ご希望のありました方々のご自宅を訪問させていただきまして、お祝いに桜の苗木をお届けいたしました。お子様の健やかなご成長と、ご家族のご多幸をお祈り申し上げます。

次に、花観光について、申し上げます。

はじめに、花まつりの第一章でございます「水仙まつり」は、12月8日（土曜日）から2月3日（日曜日）まで開催されました。本年は、例年よりも3週間ほど早い開花となりましたが、全体的に花つきもよく、天候にも恵まれたことから1月の終わりまで楽しむことができました。期間中の入込としては、昨年を上回る、8万8千人となったところでございます。

この水仙まつりの期間中には、毎年恒例の江月水仙ひろば及び佐久間ダム公園で、地域の方々のご協力をいただきながらイベントを実施し、多くのお客様にお楽しみいただきました。

第2章となります「頼朝桜まつり」は2月16日（土曜日）から3月10日（日曜日）まで開催しております。本年の頼朝桜は、1月23日に開花宣言し例年よりも早い開花となりました。当初は、気温の低い日が続きまして、お客様もまばらでありましたが、頼朝桜まつり期間の開始に合わせ、陽気が緩んだことから一気に開花が進み、週末は保田川沿いや佐久間ダム周辺では、桜の散策を楽しむ多くの家族連れのお客様であふれ返り、平日には旅行会社のツアーバスが続々と来町し、桜を楽しむ多くのお客様が笑顔の花も咲かせております。

中でも2月24日（日曜日）は、天候に恵まれたことから、桜のお客様と道の駅保田小学校を訪れたお客様で、町内は大変な賑わいを見せておりました。

その他、期間中には、保田駅を発着場所として、保田川沿いの頼朝桜をめぐるJRの駅からハイキング、「鋸南頼朝桜と春の里山をめぐるハイキング」も開催しております。

また、3月2日（土曜日）には、権現橋から天王橋の間の頼朝桜の下において、毎年好評を博しております「保田川竹灯籠まつり」が開催され、3,700名のお客様で賑わいました。

また、花まつりの最終章となります「桜まつり」は、3月16日（土曜日）から4月14日（日曜日）まで開催いたします。期間中の3月31日（日曜日）には、佐久間ダム公園で恒例の「にぎわいイベント」を開催いたします。

今後も地域の皆様と協力して、多くの観光客をお迎えできるよう努めて参りたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことがありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

なしと認めます。

以上で、諸般の報告を終了いたします。

ここで、午前10時55分まで休憩します。

…………… 休憩・午前10時43分 ……………

…………… 再開・午前10時55分 ……………

◎一般質問

◎7番 鈴木辰也

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり3名から通告がなされております。

はじめに7番 鈴木辰也君の質問を許します。

7番 鈴木辰也君。

〔ベルが鳴る〕

○7番（鈴木辰也）

私は、町防災対策について、佐久間地区の活性化に資する施設の整備計画について、鋸南病院についての3点を質問します。

まず、はじめに町防災対策について質問します。

政府の地震調査委員会は、2月26日太平洋の日本海溝沿いで起きる地震の長期評価を発表しました。

今後、30年以内にマグニチュード7以上の地震が起こる確率は高く、宮城県沖では90%、茨城県沖では80%ということです。自然災害は、いつ発生するか分かりません。防災対策は、町にとって重要な課題であります。

私は、今まで避難行動要支援者名簿の作成、自主防災組織の連絡協議会の立ち上げ等、公共施設の非構造部材の耐震化、その他防災対策等の質問をしてきました。

そして、それに対し、その都度、今後検討し対応していくと答弁がありました。今現在の状況について伺います。

2点目は、佐久間地区の活性化に資する施設の整備計画について質問します。

平成29年9月議会で旧佐久間小学校、笑楽の湯の整備計画について質問をし、旧佐久間小学校、笑楽の湯を含めた一帯のランドデザイン・全体構想をできるだけ早く示すことを求めました。その時の答弁では、今後、検討していくとのことでした。

その後1年が経ち、どのような検討がされてきたのか伺います。

最後に、鋸南病院について質問します。

全員協議会で鋸南病院の経営状況が大変厳しいとの説明がありました。鋸南病院の今後の経営については、町は指定管理者である、きさらぎ会と今まで以上に綿密な協議が必要と考えます。今後の町の対応について伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の、「町防災対策について」お答えいたします。

「避難行動要支援者名簿の作成、自主防災組織の連絡協議会の立ち上げ、公共施設の非構造部材の耐震化などの町の防災対策の今現在の状況」についてでございますが、まず、避難行動要支援者名簿の作成については、災害対策基本法の規定によりまして、すでに平成28年度に整備してございます。作成当初は、対象の方を、1人暮らしで75歳以上の方、75歳以上のみの世帯に属する方、介護保険の要介護3から5の認定を受けている方、身体障害者手帳の1級又は2級を交付されている方、療育手帳でA判定を交付されている方、精神障害者保健福祉手帳の1級を交付されている方、その他支援を必要とする方等を対象として作成されております。

現在の名簿登録者数は、約1,370名という状況であります。

現時点の名簿作成の進捗としましては、要介護高齢者や障害者等の情報を集約する必要があるため、保健福祉課と総務企画課において共同して作業にあたっております。

現名簿については、支援を必要とされていない方も含まれている可能性や、名簿の時点修正作業も必要であり、また、「内閣府の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に記載されております、避難行動要支援者の範囲例を参考に、現実には即した名簿対象者の整理調整なども加えるべきとも考えております。

現名簿は、災害時においてのみ、要支援者の生命又は、身体を災害から保護するために、特に必要がある場合につき、避難支援等関係者、その他の者に対し、名簿情報を提供することができる限定的な取扱いとなっており、災害時においては、地域住民同士の助け合い活動による迅速な避難行動が極めて重要であることから、平常時から避難支援

等関係者が、要支援者を把握し、いざという時に、迅速な支援活動ができるようにするために、要支援者から名簿提供の同意を頂く必要があります。

昨年から、要支援者からの同意を頂く作業を開始し、具体的な同意作業については、鋸南町介護サービス事業所連絡協議会ケアマネージャー部会にご協力頂き、訪問先の方々346名の方に同意確認作業を行い、そして246名の方が、避難支援等関係者に情報提供することに同意して下さっております。

なお、同意作業の際には、「災害時等における避難支援については、地域の助け合い活動として可能な範囲で行なうもので、法的な責任や義務を負うものではない」ということを、説明してから同意をお願いしております。

平成31年度は、要介護高齢者や障害者等の情報をもとに、引き続き同意作業を実施し、同意を得た避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者に提供できるよう準備して参ります。

なお、避難支援等関係者への名簿情報の提供の際には、守秘義務等が課せられていることを十分に説明し、名簿の取り扱いには充分注意する旨もお伝えする予定でございます。

将来的には、避難支援等関係者から情報提供を頂き、名簿に記載のない方で要支援を望まれる方などへの対応の必要性も検討し、生命、または、身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿の作成に取り組む予定でございます。

続いて、自主防災組織の連絡協議会立ち上げについてであります。まず、本町の自主防災組織の結成状況は、平成30年度中に3団体が新たに結成されましたので、今年度末の組織数では、11団体となります。

住民の皆さんの加入状況の比率となるカバー率で申し上げますと、町内カバー率は61.3%となります。しかしながら、県全体でのカバー率は67.4%、また全国では83.2%でありますので、新年度においても未組織化の地域に対し自主防災組織結成を促して参ります。

自主防災組織は結成するだけでなく、その後における活動についても重要でございます。そこで、自主防災組織相互の活動状況報告や協議の場を設ける必要性も考慮し、区長会会議等を活用して、組織設置団体の皆様が意見交換等を行う連絡会等の開催に向けて努力して参りたいと考えております。

最後に、教育施設や社会教育施設等の本棚やロッカーなどの非構造部材の耐震化についてですが、平成30年9月議会でも答弁いたしました。学校においては、学校保健安全法に基づき、児童生徒の安全の確保を図るため、学校施設及び設備の安全点検を毎学期1回以上実施しなければならないとされており、鋸南町においては、独自のチェックシートを作成し、毎月1回安全点検を実施しており、支障があれば転倒防止金具をつけるなど必要な措置を講じております。

また、その他の教育施設についても、その後、直ちに確認作業を行い、同様の措置を講じております。改修が必要であると確知していた中学校の武道場については、平成31年度の当初予算に計上し、年度内に改修を終える見込みでございます。

2件目の、「佐久間地区の活性化に資する施設の整備計画」についてお答えいたします。

「旧佐久間小学校、笑楽の湯を含めた一帯のグランドデザイン・全体構想を、どのような検討をしてきたのか」についてであります。旧佐久間小学校は、地方創生拠点整備交付金を活用して、平成30年度から一部バーベキュー施設として利用がされ、笑楽の湯では、濾過装置やエレベータ棟の建設により、新たな利用者を生み出しております。

また、過疎対策事業債を活用して、この4月から貸切風呂がオープン予定でございます。今までと違ったニーズの方にも利用していただけると期待しているところでございます。

佐久間地区の活性化を図るためには、この2施設を中心に佐久間ダムと連携して進めていくことが重要であることを認識しておりますが、今後の活用を考えていく中で、佐久間地区の祭礼、そして自衛隊空挺レンジャー訓練の宿营地、広域避難場所など、様々な条件が生じて参ります。

整備を進めていくには、財政負担も生じて参りますので、計画的に事業を進めていく必要があります。財政的に有利な過疎対策事業債を活用して、過疎対策の一環となるような、多目的に活用を行え、地域活性化に寄与するような施設になるよう検討を進めておりますが、具体的な計画はまだ決まっておりません。

しかしながら、平成28年度から地方創生推進交付金を活用いたしまして、実施しました廃校利用を核とした生涯活躍のまちづくり業務委託の中に、公共施設再生プランとして、笑楽の湯を含めた旧佐久間小学校エリアに関するアイデアとして、防災拠点を含む、6次産業化の拠点となる施設整備の提案を受けております。

その提案を基礎に、平成30年度から取り組んでおります、域学連携研究委託の中でも、町外の若い方達からの意見や廃校の活用事例等報告を受けております。

平成30年度以降も、旧佐久間小学校周辺の利活用全体計画について取り組んでいただくこととなっておりますので、参考にして参りたいと思います。

議員ご存じのとおり、現在、都市交流施設周辺整備事業を進めておりますが、平成31年度に基本計画・基本構想策定に向けた業務委託を予定しております。

今後、町への滞留時間を増やすためには、他の施設との連携も必要となって参りますので、都市交流施設周辺整備事業の進捗状況も加味しながら、旧佐久間小エリアの基本構想策定へ向けて検討を進めて参りたいと思います。

3件目の、「鋸南病院について」お答えいたします。

「鋸南病院の運営における、今後の町の対応について」についてであります。鋸南病院の運営状況が大変厳しくなっている事につきましては、先日の議員全員協議会で、

指定管理をお願いしております医療法人財団鋸南きさらぎ会から説明がありましたとおり、平成30年度に入り一般病床及び療養病床ともに、昨年度実績から入院患者数が著しく減少して、収益を下げていることが主たる原因であります。

入院患者数の減少の1つの要因として、提供する医療の形態によるものが挙げられます。重症患者に対する手術体制が整わないことから、点滴等の薬剤治療を主としている点で、受け入れられる入院患者が定まっていると思われま。

また、この地域において、訪問看護、訪問介護等の充実が、年々図られてきていることから、在宅による見守りにより、療養病床へ入院される患者さんが減少していると思われま。このような状況ではございますが、鋸南病院の運営に関しては、今年度から5年間、町と財団との間で、「鋸南病院の指定管理者による管理に関する基本協定書」により、協定を締結しており、協定の中で稼働病床の維持、救急医療体制の確保等が定められていることから、協定に基づく体制の維持に、財団には努めて頂きたいところでございます。

しかしながら、看護師の自己退職により、2月から3階療養病床25床を休床しなければならない事態となり、従前から人材派遣会社に看護師の応募を求めても、入職希望者が無いことから、議員ご指摘のとおり、今後、病院における医療提供のあり方、医療体制の見直し、運営方針等、今まで以上に綿密な協議が必要であると考えております。

協議にあたり、今後の収支の推移を財団から早急に示していただいた上で、運営会議を適宜開催し、収支の動向を踏まえて、救急・眼科診療等の不採算部門の取扱いなども含め、抜本的に見直す協議を行って参りたいと考えております。

また、財団から、医薬品・診療材料の貯蔵量の適正な管理、委託の見直し等、経費の節減を図る取り組みを町に示して頂くよう求めて参ります。

いずれにしても、改善には時間がかかり、財団の運営において、年度末で資金不足となる見込みでありますので、今定例議会で財団への3千万円の追加補正並びに当初予算において7千万円の繰り出しをお願いし、病院運営の立て直しを図って参りたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小藤田一幸）

鈴木辰也君、再質問はありますか。

○7番（鈴木辰也）

それでは、まず、避難行動要支援者名簿について、再質問させていただきます。

今の答弁で、この名簿については、災害対策基本法の規定により、平成28年度に整備してあるということです。そして、現在の名簿の登録者数は、約1,370名という状況ということで、その中には、支援を必要とされていない方も含まれている可能性があるということですけれども、そういうことを考えますと、私はこの名簿が、名簿の機

能をしていないのではないかと考えます。やはり名簿というのは、必要とされている人が名簿に載っていて、はじめて名簿としての機能をすると思っていますので、町として、分かっているとは思いますが、避難行動要支援者名簿というのは、どのような名簿だと町の方では考えていますでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

町で策定をしております災害の避難行動要支援者の対象者の範囲でございますが、地域防災計画上では、警戒や避難勧告、指示等の災害関係の取得能力の有無について、またあと2点ございますけれども、避難そのものの必要性や、避難方法についての判断能力の有無、そしてもう1点、避難行動を取る上で必要な身体能力、この3点の有無に着目をして、避難行動要支援者の範囲を設定するというように計画しております。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

私が思うには、この名簿については、避難時に、特に支援が必要な方の名簿、単純にこれに尽きると思うんです。その名簿に、支援を必要とされていない人が含まれている可能性もあると、それで、何度も質問してはいますが、28年度に名簿が整備されたという答弁を何回もいただいているんですけれども、それは、私はちょっと違うのではと思っています。1番最初に、この名簿について質問したのは、平成26年12月の議会です。その2年後に町の方で災害対策基本法の規定によって名簿を整備したという答弁がされていますけれども、整備されたと言われても、これは整備されたとは、私は言えない。昨年からは答弁にあったように鋸南町の介護サービス事業所連絡協議会ケアマネージャー部会に協力をもらって、避難行動要支援者名簿に掲載する要支援者の方に同意・確認作業を行っているということです。このことについては、本当に一歩も二歩も前進したなと思っていますけれども、この同意・確認作業と並行して名簿に登録されている1,370名、このうちの346名の方には同意・確認作業はされているということです。約1千名の方についての避難時に支援が必要かどうかの確認を、私は早急にすべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

平成28年度に整備いたしました名簿上では、1,370名でございますが、この中には、先ほどの町長の答弁にございましたように、一人暮らしで75歳以上の方、また75歳以上のみの世帯に属する方の2つの要件が大多数を占めているという状況がご

ざいまして、その方々につきましては、色々状況を把握して参りますと、実際に災害時において支援を必要としていない方も多くいるという実情がございました。そのような中で、この方々の中にも要介護認定を受けていらっしゃる方であったり、その他の支援を必要とする要件が含まれている方等おりますので、まずはこの直近におきまして、ケアマネージャー協議会等に協力を仰ぎながら、実際に要介護3から5の認定を受けている方について、まず実情を説明いたしまして、要支援者名簿への登載について、本当に、例えば、ご家族の方のご協力が得られない方であったり、なかなか困難である方について、同意をいただいて要支援者名簿に登載をするといった同意の作業を進めているところでございます。そういう意味で、先ほど議員からご指摘がありましたとおり、1, 370名の名簿は法律に基づいて現在、策定しているところでございますが、この中身を今後、精査して参りまして、実際に災害時における支援を必要とされている方々の名簿の策定作業を今後、31年度からも進めて参りまして、新年度中にその作業を終えたいと考えているところでございます。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

先日の講演会でも、「災害はいつ起こるか分からない」と、30年以内に大きな地震が起こると思っている方は、かなりいました。では、明日地震が起こると思う方、手を挙げてください。だいぶ減りましたけれども、本当にいつ、今日、今、明日起こるかも分からないです。それで、大災害が起きた時に、その名簿は地区の方々、各区や自主防災会や消防とか、そういった方々に助けを求めるために名簿が配られるというような状況になると思います。そういう時に、逆に必要としていない、きちんと精査されていない名簿がそういう場に配られた時に、逆に私は混乱を招くのではないかと思います。ですから、何度も質問していますけれども、できるだけ早くその名簿については、きちんとした名簿を作っていただきたいとお願いしている訳ですけれども、どのように作業していくかというのは、まだ答えをいただいていませんけれども、このケアマネージャー部会のケアマネージャーさんをお願いをして、確認作業をしていただいているということですが、このケアマネージャー部会の対象となる方が、346名で終わりなのか、まだ他にいらっしゃるのどうかいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

今年度末までに、先ほど答弁した作業を行った方々については、このケアマネージャー部会は鋸南町の中の事業所の方々でございます。したがって、町内で要介護認定を受けていらっしゃる方で、町外の事業所に依頼をしている方もございます。したがって

まして、今後、今回の町内のケアマネージャー会議で対象となっていない方々の町民の方に対する避難行動要支援者名簿の取り組みについてご説明をして、同意をお願いするような作業については、これから進めて参りたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

私の確認では、鋸南町の住民の方で、介護認定を受けている方、そこについているケアマネージャーさんは、町内だろうが町外の事業者だろうが連絡がいと私は認識しているんですけど、それは違いますでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

私どもで把握したところでは、ケアマネージャー会議については、町内の事業所のケアマネージャーの方々と承知をしていたところでございます。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

そこはちょっと私も認識が違っていたのか、どうなのか分かりませんが、このケアマネージャー部会という所に所属するというのは、町内の介護認定を担当しているケアマネージャーさんは、皆さんが所属しているものだという認識でいましたので、そのような質問をさせていただきました。それは、またもう一度、私も詳しく調べてみたいと思います。これで、346名のうちの246名の方が同意をしていただいたということです。今度は、次の段階として、同意をしていただいた方の個別計画の策定というのが、次の段階にあると思います。この避難行動要支援者名簿の作成は、国が2013年に災害基本法を改正して市区町村に義務付けをしました。そして、その避難の実行性を高めるために、名簿の情報を共有し、支援者や避難方法を定めた個別計画の策定を求めたと、この個別計画については、義務ではなく、お願いということですが、でき得るならば個別計画まで進めていただきたいと思います。朝日新聞の記事によりますと、昨年11月に総務省の消防庁が個別計画の策定率を調べたところ、全員分を済ませた市区町村は全体の1割の239、一部済ませたのは741だったということです。未策定の自治体も4割あるということです。この個別計画については、策定するのは大変なことで難しいということは、私も重々承知をしておりますけれども、是非、鋸南町も高齢者の方が多い訳ですから、個別計画の策定に取り組んで欲しいと思いますけれどもいかかでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

避難行動要支援者の方々の同意を得た上で、平時におきまして、避難支援等関係者に名簿の提供をすることができるということになります。避難支援等関係者につきましては、5つの関係者の団体と言いますか、定義がございまして、消防機関、警察署、民生委員、社会福祉協議会、そして最後は、自主防災組織等でございます。したがって、自主防災組織の結成も現在、11団体ということで進んでおります。そういう中で、今後、自主防災組織等通じまして、避難要支援者名簿の情報提供等を進めて行くような取り組みを取り組んで参りたいと思っております。そういう中で、今、議員からご指摘のありました要支援者に対する個別計画、地域の方々と個別計画の策定についても今後、協議して参りたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

この個別計画の策定については、私は町がやると決めれば、町でできるとは考えていません。個別計画の策定については、やはり各地区、今、情報提供のできる5つの団体がありましたけれども、そういう人達にお願いをして、そういう地区、地区で個別計画の策定というのは、やっていくべきだと私は思っています。町でやれと言ったら到底できるものではないというのは、重々理解しておりますので、その点は、やはり町がやるんだという意思を示さない限り地区にお願いをするということではできませんので、やっていくんだということをきちんとお願いして、そういう団体をお願いして個別計画の策定を進めていって欲しいと思っております。

次に、自主防災組織は、今現在11団体組織されているということです。自主防災組織の連絡協議会等の設立に向けて努力していただけるということですが、初めからきちんとした組織を協議会という組織を作ろうとすると、色々会長とか役員を決めていかなければいけない。なかなかそのようになっていくと前に進んでいかなければいけないかと思っておりますので、各自主防災組織の方々に集まっていただいて、組織でやっている普段の報告会や意見交換会の場という、もう少し形式張らないような場を町の方で設定していただいて、その場で色々意見の交換をする場としていただきたい、そのようなどころからは是非、一歩として進んでいただきたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ただ今、鈴木議員からのご質問の中で提案のごございました方向性で、我々といたしましても、当面は31年度からの取り組みになりますけれども、区長会の会議等を通じまして、自主防災組織を設置した団体については、意見交換を行う協議と言いますか、連絡会的な会議を町主体で開きまして、その中で各団体の活動、また防災訓練の取り組み等、色々な先進的な自主防災組織の団体もごございますので、新しく組織された団体もごございますけれども、そういう中で協議の場を設けて行き、将来的には連絡協議会の組織化ということも念頭に置いていければと思っております。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

先ほども少しお話ししましたけれども、2月23日の防災講演会でも、防災意識を高めることが、まず一番大事だと、また地域防災で重要なのは近助の精神、これは近くで助けると書いて、今までは自助・共助・公助という言葉はありましたけれども、自助・共助の間に自助・近助・共助・公助というように防災隣組、近くの人で助けられる人は近くの人を助けましょうということだと思っております。今、質問してきました名簿の作成や自主防災組織の協議会とか色々な活動を通して町の町民の方々の防災に対する意識を高めていくことが防災に強い町づくりの一つだと思っておりますので、今、答弁ありましたけれども、31年度よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、公共施設の非構造部材の耐震化についてですけれども、保育所・公民館・海洋センターで一部の下駄箱、棚に耐震化の対策が取られていなかったものについては、その後必要な措置を講じたということです。そして、また他の教育施設についても同様の措置を取っていただいたということです。教育施設に限らず、公共施設の非構造部材の耐震化については、今現在、全て対応がなされていると考えてよろしいでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ただ今、ご質問いただきました教育施設等以外の全ての公共施設の非構造部材の耐震化の確認ということにつきましては、現在、全てを把握している状況ではございませんので、改めまして確認については、早急に取り組みたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

答弁で幼稚園・小学校・中学校については、町独自のチェックシートを使って月1回

安全点検を実施しているということですが、今、課長の方から教育施設以外の公共施設については、まだ把握していないということでしたけれども、本来、教育施設以外の公共施設についても、できればこういう幼稚園・小学校・中学校同様に町のチェックシート作っていただいて、1か月でなくても2か月に1回でもきちんとチェックをしていっていただきたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

各公共施設につきましては、消防法によります施設の保守点検等を年2回実施しております。そういう中で、ただ今ご指摘のありました部分についても、今後、確認作業等を行っていくことについて、そういうことを含めまして検討していきたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

それでは、次に佐久間地区の活性化を図るために旧佐久間小学校、老人福祉センター笑楽の湯の2施設を中心に佐久間ダムと連携して進めていくことは重要との答弁がありました。私も本当にその通りだと思っております。特に、旧佐久間小学校、老人福祉センター笑楽の湯の2施設については、一体的に考えていかななくてはいけないと思っております。答弁にもありましたけれども、旧佐久間小学校は、佐久間地区の祭礼、自衛隊空挺レンジャー宿营地、広域避難場所等、条件がある程度示されている訳です。平成29年の9月議会で、旧佐久間小学校の将来計画について、質問してから1年半が過ぎました。答弁では、この1年半経ってもまだ結論が出ていないということですが、私は一体いつになったら出てくるのかなと思っております。これは、施設をすぐ作れという訳ではなくて、町がどのような施設にするのか、その考え方、また全体構想、ランドデザインを示して欲しいと言っているんですね。2月12日には、域学連携による町づくりの報告会があり、その中でも旧佐久間小学校活用計画についての発表もありました。皆さんご存知のとおりダイニング佐久間小学校整備事業は短期間でできている訳ですから、ただ時間をかけて考えれば良いというものでもないと思います。そろそろいつ頃までにとこのような全体構想を示す時期を区切っていただきたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

平成29年度におきまして、廃校利用を核とした生涯活躍のまちづくり実施計画策定

業務を実施いたしまして、昨年度の議員全員協議会の中でもご報告させていただいた中で、計画策定の中では、佐久間小学校の活用、アイデアということで旧佐久間小学校及び笑楽の湯を含めましたこの地域の活用アイデアプランをお示した訳でございます、それに基づいた中で、平成30年度中に域学連携の報告会を行いましたけれども、その中で、特にプール施設であったり、体育館の利活用であったりということで30年度中には、旧佐久間小学校の周辺の活用アイデアを取りまとめているところではございますけれども、現段階で、これで最終という訳ではございませんので、引き続き域学連携の業務委託も新年度においても予定をしております、31年度にはさらにその計画を煮詰めて行くということで、期限を区切ってというお話でございますけれども、来年度においてこれまでの計画をさらにブラッシュアップしていくものを作っていきたいということでございます。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

今言った計画というのは、町の計画ではなくて、そういう実施計画の策定業務の中間報告というような、そういう報告を受けた、そういう計画であって、それを基にして町はどのような施設にしていくかという計画を作るんだと思います。ですから、計画があるようなお話でしたけれども、それは町の計画ではなくて、町に対する提案の計画だと思いますので、その提案を受けて、今度は町がどのような施設にするかというデザインを作ることが大事で、町の方針をできうれば31年度中に示して欲しいと思っているんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

31年度に旧鋸南幼稚園を含めました道の駅保田小学校の都市交流施設周辺整備事業につきましては、基本計画・基本構想に向けた業務委託を予定しているところでございまして、その施設の整備事業の進捗状況を踏まえた中で、町長答弁と重なりますけれども、道の駅保田小学校と連携して保田小学校に訪れた来訪者の方々が町内にも旧佐久間小エリアを含めました佐久間ダム等、町内を周遊していただけるような施設作りを今後、進めていかなければならないということで、その事業との関連も見ながらということで31年度は域学連携に利活用の計画策定の作業を委託しながら進めて参りたいという考えでございます。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

グラウンドデザインを描いたからその次の年、何年後に造れと言っているのではないんです。私は、今、旧佐久間小学校の校庭にバーベキューハウスができています。あそこにあのような施設ができれば、それに関連付けて、それも有効活用できるような一帯の施設にしなければならないというのは、誰が考えてもその通りだと思います。ですから、そこの町のこういうような施設にしたいんだという構想を早く示して欲しいんです。そうすればそれに向かって年度は分かりませんが、色々な補助金の関係とか交付金の関係があるということですが、そういうある程度のデザインがあればすぐに何か補助金があった時には、そこに向けて進んでいけるのではないかなと思っています。ですから、できるだけ早く、でき得れば1年半も経っている訳ですから、そうすると2年、3年経っても、まだ町の考え方は示していただけないとなるとと思いますので、できるだけ早く行動に移していただきたいと思います。今の課長の答弁、町長答弁にもありましたけれども、都市交流施設整備事業として、31年度に基本計画、基本構想策定をするということで、予算が取られております。この整備事業と旧佐久間小学校、笑楽の湯の整備事業は財政状況を考慮すると、どうしても同時進行というのは難しいと考えますが、そうでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

道の駅保田小学校周辺の都市交流施設周辺整備事業につきましては、31年度から基本計画、基本構想策定を進め、またその次の年度以降に建設に入って参る訳でございますけれども、同時進行はなかなか厳しい状況でございますので、それらの事業の進捗状況等を加味しまして、旧佐久間小エリアの整備についても進めていくという考えでございます。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

そういうことで、都市交流施設の整備事業が終わるまで、基本的には旧佐久間小学校周辺の整備事業は、基本的にできないと考えます。そこで、一つ気になるところがどうしてもありまして、旧佐久間小学校の体育館については、広域避難所としての機能を持たせる指定もされている、そうすると都市交流施設整備事業の終わる年度までは、なかなか整備ができなということは理解をしていますけれども、先ほどから何度も言っています、いつ起きてもおかしくないと言われている地震等の自然災害に対する広域避難場所には体育館はなり得ない訳ですね、そうすると一つの考え方として、地域の人が避難した時に、平らな広い周りに何も無い運動場がある訳ですから、逆に2、3人から

4、5人用のテントを何十張か町の方で常備していただいて、有事の際には運動場にそのテントを張ってテント村にするとか、これは熊本の地震の時にもそういうテントを張ってテント村を作って、そこで避難生活をしていただいたという事例もあります。実際、体育館が整備されていても、体育館のような広い空間ですとプライバシーを守ることもしできない、震災の後の避難所での生活でストレスとか溜まって、そこで二次的に体調を崩したり、亡くなられたりしている方も多数いる訳ですから、このプライバシーの確保というのは、非常に大事なことで私は思っています。こういうテントが常備されていれば、各家庭のプライバシーもある程度確保できると思いますし、平時には佐久間ダムのキャンプ場もある訳ですから、貸し出したりすることも考えられるのではないかなと考えます。旧佐久間小学校の所を広域避難場所として機能を持たせるということであれば、体育館ができるまでも、このような考え方で対応することもできるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

地域防災計画におきましては、旧佐久間小学校の体育館が避難場所として使用できない場合においては、他の施設、役場本庁舎、葛飾区立保田しおさい学校等、5カ所の避難場所を指定すると計画しているところでございますが、ただ今、鈴木議員の方からご提案がございましたけれども、熊本地震ではテント村に多くの方が避難をしたということもニュースで報道されております。そういう中で、この件につきましても、今後検討していければと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

旧佐久間小学校については、やはり佐久間地区の方の中心的な施設ですから、その地区の方のために何ができるかということ考えた時に、財政上難しいということであれば、それが完成するまでの間、地区の人のためになるような方策を是非、取っていただきたいと思います。

次に、町と鋸南病院について、お伺いします。

町と鋸南病院の指定管理者の財団との協定で稼働病床の維持、救急体制の確保等が定められているということです。しかし今後、不採算部門の取り扱いを含め、抜本的に見直すということですが、これは公設民営ですので、経営に関しては、ある程度民間と同じ考え方でやってもらわなければいけないと思っています。病院の運営状況が厳しくなった経緯とか、今まで取ってきた経営改善策、今後の対応策等をしっかり財団か

ら聞いて、町が望む鋸南病院像をしっかりと財団に伝えて、協議をしていていただきたいと思います。そこで、運営会議を適宜開催するということですが、その運営会議自体が、今までもそういう会議は行っていたと思いますけれども、同じような会議では前進していかないと思っています。答弁にもありましたけれども、今までよりも一歩も二歩も踏み込むと言うか、町が本当に仕掛かって取り組んでいただくような会議にしていかなければいけないと思っております。そこで町は、鋸南病院は絶対に残さなければいけない、しかし、なかなか経営状況は鋸南病院限らず、地方の病院の経営は非常に苦しいという状況にある中で、町として、きさらぎ会にどのように関わっていくのか、経営に関わるというのは、なかなか難しいかもしれませんが、もう少し、今まで以上に病院の運営に関して、町が意見を言えるような会議を作っていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただ今、議員さんからご指摘がありましたとおり、なかなか運営に関して財団に対しまして、言えるところはないかもしれませんが、やはり今回、病院運営大変厳しいものとなっております。その中で、

[ベルが鳴る]

収支にあたりまして、財団の収支、推移を見た中で、問題点を今後、双方で話し合った中で、運営の立て直しを図って参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

以上で7番 鈴木辰也君の質問を終了いたします。

ここで休憩します。

なお、鋸南町表彰式が午後1時15分から議場で行われます。

時間前に参集願います。

…………… 休 憩 ・ 午前 1 1 時 5 7 分 ……………

…………… 再 開 ・ 午後 1 時 3 0 分 ……………

◎一般質問

◎12番 三国幸次君

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。

次に12番 三国幸次君の質問を許します。

12番 三国幸次君。

[ベルが鳴る]

○12番（三国幸次）

私は、改元に向けた対応についてと、4月からの外国人材受け入れ拡大に伴う相談窓口についての2件の質問をします。

1件目は、改元に向けた準備と対応についてです。

天皇陛下の譲位と新天皇即位に伴う5月1日の改元に向けた関係省庁連絡会議が開かれました。安倍晋三首相は4月1日に新元号を公表する意向を表明しました。約30年前の昭和から平成へと改元した頃は、Windows 3.0やSQL Server 1.0がPC上で稼働していた時代であり、当時はデータをシステムやアプリケーション間で交換することは多くなかったため、改元はあまり大きな問題にならなかったようです。しかし、現在では、多くのアプリやシステム間で当たり前のようにデータを共有しており、今回のように改元の時期が明確に予定されているのは、過去に例がないので、各方面で様々な工夫、苦肉の策が講じられているようです。

政府は、各省庁が運用する行政システムの日付データについて、和暦を使わずに、西暦に1本化する方針のようです。今回の改元のやり方が西暦使用への動きにつながっているようです。全国の自治体では行政システムの改修が進んでいるものと考えます。「仮の元号」を入力しておき、新元号が決まった時に入れ替えるという手順で進めている自治体、新元号の部分为空欄にする、あるいは4月1日以降に作業に着手する、など、自治体によって対応が違ってきます。

そこで、3点質問します。

1点目、システム改修や文書の表記などについての考えはどうか。

2点目、改元に向けた準備の現状はどうか。

3点目、混乱や問題が起きないように綿密な検討とぬかりなき準備が求められますがどうか。

2件目は、4月からの外国人材の受け入れ拡大にともなう相談窓口についてです。

外国人労働者の受け入れ拡大に向け在留資格を創設する改正出入国管理法が昨年12

月に成立しました。在留資格として「特定技能1号」「特定技能2号」を新設するもので、1号の在留期間は最長5年で、家族の帯同はできない。より熟練した技能が必要となる2号では、家族が帯同できるほか、永住への道が開かれます。ただ、資格の要件や、どの業種で適用されるかなど、詳細については法案には盛り込まれませんでした。政府は昨年の年末に、外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策を述べました。その柱の一つとして、この相談窓口が掲げられていました。対象となるのは、全国の都道府県と政令指定都市、そして外国人が多く生活している市など、合わせて111の自治体です。以前から自治体が独自に外国人向けの生活相談窓口を作っていた所も多いので、その場合、今の施設を拡充することになります。ただ法務省が示した条件は、なかなか厳しいです。これまで1カ所で対応できるワンストップセンターと呼ばれていたように、生活相談だけでなく、今後は在留手続き、雇用、医療、福祉、子育て等、幅広い問い合わせに応じないといけません。しかも以前は、予約があった時だけ窓口を開くという所もあったようですが、今後は通年で相談に応じることが必要です。さらに厳しい条件は、原則として11の言語に対応することとされているのです。ネパール語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語等で、特に地方の自治体では、通訳を探すのは難しい言語もあるでしょう。自治体の負担が非常に重いと感じます。外国人労働者の受け入れ拡大に伴う取り組みは、方針を掲げるのは政府であったとしても、実際には自治体に委ねられているものが少なくありません。相談窓口については、法務省も配慮していて、一部の言語は翻訳アプリなどを活用しても良いとしています。

そこで、3点質問します。

1点目、国や県からの通知や情報などはどうか。

2点目、外国人に対応する相談窓口について町としての考えはどうか。

3点目、今後、外国人労働者や観光客が増加する可能性があるので対応できるよう検討する必要があると考えるがどうか。

以上で、1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

三国幸次議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「改元に向けた準備と対応について」お答えいたします。

平成29年6月16日に「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が、同年12月13日には、同法の施行期日を平成31年4月30日とする政令が公布され、平成という一つの時代に終止符が打たれることが決定しております。

その後、政府は、元号選定手続きに関する検討会議において、平成の改元時の手続きを踏襲することとし、5月1日の改元に先立ち、4月1日に新元号を公表し、新元号を定める政令を4月1日に公布することを明らかにしております。

それを受けて、現在、行政機関や民間企業の各種システム等について、新しい元号表記のための様々な準備を要することが報じられているところであります。

ご質問の1点目、「システム改修や文書の表記などについての考えはどうか」

ご質問の2点目、「改元に向けた準備の現状はどうか」

ご質問の3点目、「混乱や問題が起きないように綿密な検討とぬかりなき準備が求められますがどうか」についてであります。関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

まず、文書の年度表記の方法に関する、本町の基本的な考え方ではありますが、原則的には新年度以降も従来どおり、和暦表記で行う方針であります。

ただし、この取り扱いについて、国若しくは県より指示や助言があれば、方針の変更を行なう場合もございますが、現時点では本件にかかる国や県からの通知は特にございません。

次に改元に向けた準備の状況であります。本町の主要なシステムである住民基本台帳や税、国保などの基幹系システムについては、データそのものは西暦管理をしており、また、改元への対応をあらかじめ準備してきていることから、改元による問題は起こらないものと考えております。しかし、庁内では他に多様なシステムを活用しておりますので、今後、改元に向けて、全体として統一した対応が行われるよう綿密な準備を進め、混乱や問題が起こらないよう対応して参ります。

2件目の「4月からの「外国人材の受け入れ拡大」にともなう相談窓口について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「国や県からの通知や情報などはどうか」

ご質問の2点目、「外国人に対応する相談窓口について町としての考えはどうか」についてでございますが、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、大きく3つの対応策として、一つには「生活者としての外国人に対する支援」、二つには「外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組」、三つには「新たな在留管理体制の構築」として、国全体で外国人材との共生社会の実現を目指していくとの方針を明らかにしております。

一つ目の「生活者としての外国人に対する支援」では、暮らしやすい地域社会づくりとして、行政、生活情報の多言語化、相談体制の整備や、在留手続、納税手続、労働関係法令、社会保険制度をはじめとする各種の手続き、ごみ出し等の社会生活上のルール等について、わかりやすい形で迅速に情報を入手できることが必要であるとともに、外

国人からの生活相談についても、よりきめ細かな対応を可能とする体制を構築することが必要であるとしています。

具体的には、外国人が、生活に係わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に到達することができるよう、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村約100か所において、地方公共団体が、情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を設置することを支援することとしています。

本件に関しては、法務省が、「外国人受入環境整備交付金」として、公募を開始するとの情報は受けておりました。本交付金の対象自治体は、「外国人住民が1万人以上、または、5千人以上で、住民に占める割合が2.0%以上の市町村」とされ、外国人が多数居住する市町村に限られた内容であり、本町は対象外でございました。

本町においては、平成31年2月1日現在、男性14名、女性36名、計50人の外国人の方が住民登録されておりますが、他に比べるとその割合は少数であります。よって、一元的な窓口の設置までは、考えていないのが現状であります。

本件に関しては、今後の動向等を注視し、必要とあれば、適切な対応をしていく考えでおります。

ご質問の3点目、「今後、外国人労働者や観光客が増加する可能性があるので対応できるよう検討する必要があると考えるがどうか」についてであります。現在、来訪観光客に対しましては、観光パンフレットや案内看板の多言語化などを行っております。また、道の駅保田小内の「町のコンシェルジュ」は、JNTO（日本政府観光局）が、「外国人旅行者がアクセス可能な場所に位置し、継続的に案内所の運営ができる主体により運営される観光案内所として認定」する外国人案内所として登録されております。

現在は、英語案内には対応しておりますが、今後は自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人来訪者のニーズに適切に対応できる多言語対応を進めて参りたいと考えております。

外国人労働者につきましては、教育関係ですが、以前、就労目的で本町に転居した外国籍の方の中に、小学生と中学生のお子さんがあり、鋸南小学校、中学校に入学された経緯がございます。その折、日本語が話せないお子さんに対し、校長先生を筆頭に日本語の特別指導を行い、徐々にクラスに馴染んで頂いた事例がありました。その際に、千葉県教育委員会に教職員の補充の要望もさせて頂きましたが、該当児童が多いところを優先するとし、派遣を断られた経緯もございます。

教育面においても、外国籍の生徒・児童の円滑な受け入れには、そのハードルも高く、対応には苦慮しておるところでございます。外国人労働者の増加に関しましては、現在、国や県からの通知や情報もないことから、今後の動向等を見ながら、必要に応じ対応していく考えでおります。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小藤田一幸）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次）

まず、1点目の元号の関連です。

町長の答弁で、鋸南町の基幹システムは、共通のものを使っており、西暦でシステムが動いているから、改元についての大きな問題は起きないという答弁がありました。

私も調べたりしていますが、国でも基幹システムは、ほとんどマイクロソフトなんですよ。日本全国の企業や自治体で、ほとんど使われているという状況は、私は好ましく思っておりませんが、実質的にマイクロソフトが全てのパソコンのOSの基本になってしまっていると、そういう中での色んなシステムですから、ほとんどが西暦でシステムが動いていると思います。しかし、表記だけは和暦で表記しているという対応をしているんですね。鋸南町でも、町長答弁にあったように、和暦の表示で既に準備をしているので、大きな問題はないと考えていますという答弁がありました。一つだけの表示だとそんなにトラブルがないんですね。ところが、西暦と併記をしようとするシステムを改修しなければ対応できない。既に自治体では、西暦でやっている所もありますし、併記の所もありますという状況があります。今度のことを受けて、政府でも西暦で統一して運用するという方針を出しているんですね。そういう意味では、小さい自治体はあまり国が補助金とか交付金の対象にしてくれないという面もあるかもしれませんが、私がちょっと心配なのは、基幹システムは良いかもしれません。しかし、学校の関連、福祉の現場などは色んなシステムがあります。そういう基幹以外のシステムが現在、鋸南町ではどのような形のソフトで、どんな感じで動いているのか、個々に分かる範囲でお答え願えますか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

総務企画課関係でございますが、主に財務会計システム、人事給与システム、行政ネットワークシステム、また防災行政無線のシステム等を所掌し、運用をしております。それらについては、データそのものについては、西暦管理ということで改元による問題は特に起こらないと考えておまして、あらかじめスケジュールも示されていることから、事前にそのような対応については、準備をしているというところでございます。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

保健福祉課関係のシステムにつきましては、やはりデータは西暦で管理しております、出す資料に関しましては、和暦でということで行われております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

税務住民課長 平野幸男君。

○税務住民課長（平野幸男）

税務住民課の方も基幹系に加えまして、戸籍のシステム等、業務委託しておりますが、同じような状況でございます。

特に、システム自体に問題は生じないと考えておりますが、一つ、町民の皆さんに関係する事項としましては、5月1日より前に発行いたします納税通知書や保険証といったものに記載されます納期限や有効期限といったものの中に、平成というような表記があります。5月1日を過ぎた日付でも平成31年というような記載になりますので、これについては、読み替えが必要になります。混乱を招かないように送付をする時に、読み替えをして下さいといったような注釈を入れるなどの周知をしていく予定でおります。

もう1点は、改元の日が大型連休の最中にあるということで、事前の準備等について、職員の休日出勤等の対応が必要になってくるのではないかと考えております。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

システムの点では、現在、マイクロソフトがほとんどシェアを占めておりますので、大きな問題は出ないと思います。

問題は、対町民との関係で和暦を優先してやるのか、それとも西暦に統一することだと思えます。私の免許証も平成30何年まで有効と書いてあります。そうすると元号が変わってからも、そのまま平成の表記のままのものもいくつもあると思えます。そういうものは、それを読み替えるということで良いと思えますけれども、私は昭和の生まれで、平成に変わった時に、元号をまたいで年を数える時に、元号だとどうしてもピンと来ない。難しいんですね。私、平成に変わってから西暦を主にして色んな年号など数えるようになりました。実質的に西暦でやった方が、生活上かなり良いという感じを受けています。それから、システム関連の人等が言いますが、元号で管理しているための余計な手間暇がかかること、不合理なこと、かなりいっぱいあります。西暦で統一すれば日本国中、経済的にも相当有利になるのではないかとやっている人もおります。私自身もそういう意味では、現在は町民向けの届出などは、元号の入っていない年月日を記入する欄と、元号が併記してあって丸を付けて選ぶ書式など色々な工夫

をして書かれています。作られております。その作られている基は、記入する人に出来るだけ手間暇を省いてという思いがあって、そういう形を取っているのだと思います。しかし、今、平成生まれの人はそんなに感じないかもしれないけれども、昭和生まれの私は既に、西暦の方が分かり易くなっている状況がありまして、平成で言われてもピンと来ないというのが、私の生活実感なんですね。国でも、西暦で統一する方針を持って、これから準備するようです。運転免許の関係も西暦にするんだということで動いています。このように、既に西暦で表示の方向で動きが大きく進んでおりますので、できれば、すぐにとは言いません、徐々にでも良いですから、西暦の方に鋸南町でも進んで行く方向で検討して欲しいのですが、その点で何かお答えがあれば、どうでしょう。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

西暦の表記、また和暦の表記について、私の方でまだ、国、また県の方からその件に関する通知、通達等は届いていない状況でございまして、ただ昨年の末頃の新聞報道になりますけれども、その中において、千葉県の統計課が編集をしている千葉県の県民手帳というものがございまして、それについては、2018年については、西暦と元号を併記しておりました。各ページの上段の部分でございまして、2019年版、現在、発行されているものにつきましては、元号が切り替えられることから、西暦表記のみになっております。しかし、来年の2020年版については、新元号を併記する見通しという報道がなされております。

先ほどの町長答弁にもございましたけれども、町としては、和暦の表記で行っていくという考えでございまして、今後の国、県の指導があれば考えて参りたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

前回の昭和から平成になる時も、国は元号を基本にやって欲しいということで、全国に情報を発信しています。そういうこともあるから、各自治体では、併記を取り入れたり、何らかの形で元号を住民向けの書類などにも表記しているという例があります。でも、実質的には、西暦でシステムが動いているんですね、あとは、標記の仕方だけの問題です。町民や住民との関係でどちらを取り入れるかということだと思います。そういう意味では、全て早く西暦にしろということはありません。システムはとにかく西暦で動いているのだから無駄なく、金をかけてやらなくても、西暦だけやるようにすれば合理化していくのではという思いはありますので、直接町民と普段関わらない部署では、西暦にしても何の問題もないかと思います。水道もそうだし、その他のこともあると思

います。窓口での申請書など、国の方も元号を強調していますので、それを無視することはできないと思いますけれども、実際には、国も西暦で管理するという方向にありますし、既に警察署などは運転免許なども西暦でと動いています。これは、実態として西暦を使うことと、天皇制の関係で、元号を使うと、制度の問題なので、実務的な問題とは区別して合理的な考えでやっていったら良いんじゃないかと思います。だから、できるところから西暦で統一した方向で検討して行ったらどうでしょう。いかかですか。

○議長（小藤田一幸）

税務住民課長 平野幸男君。

○税務住民課長（平野幸男）

先ほど、窓口の申請の関係で議員さんの方からお話がありましたけれども、この件につきまして、町民窓口の方の一般的な申請は、便宜上あらかじめ元号を印刷しまして、数字だけ記入するような様式になっています。この記載方法については、特段の定めがあるとは言えませんので、これについては、西暦によって記入いただくことも差し支えはないと思っています。実際に申請される方の利便性だとか分かり易さとか、そういったものを検討しまして、今後、対応していきたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

国が元号でと言っているけれども、実際には各自治体ごとに対応がまちまちなんですね。実態としては、西暦の方に動きが進んでいるというのが実態です。答弁がありましたように、少しずつでも西暦に統一する方向で準備をしていけば事務経費も無駄もなくなっていくのではないかと思いますので、是非、答弁したように進めて行って欲しいなど、要望して終わります。

次に、2件目の外国人材の受け入れ拡大の問題です。

町長の答弁で、道の駅で外国人対応のことが答弁にありました。今、指定管理者で運営していますけれども、具体的な運営方法など、もう少し分かり易く答弁してもらえますか。

○議長（小藤田一幸）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

道の駅保田小の方の関係でございますけれども、現在、まちのコンシェルジュということで、外国人の案内の方もそこで行っております。こちらにつきましましては、指定管理者の方が運営を行っている状況でございます。

また、現状の外国人案内所としての対応につきましましては、先ほど町長が答弁をされましたように、JNTO（日本政府観光局）認定の案内所として登録がなされている訳です

が、この案内所につきましては、案内言語の数や観光情報の提供する範囲、そういったものによって、3段階のカテゴリーに分かれています。保田小につきましては、1番下のランクでありますカテゴリー1というような案内所として、平成28年2月から認定がされています。

このカテゴリー1につきましては、英語のみ対応が可能で、パートタイムスタッフがいることその他、電話通訳サービスや多言語翻訳システム、色々なアプリですね、そういったもの利用によって地域内の情報案内ができる体制があるということが認定の条件となっております。

現在の保田小の対応状況といたしましては、施設内に勤務しております多少英会話が分かる職員、また電話通訳サービスや無料のアプリ等を活用しておりますけれども、案内所を利用する外国人が非常に少ないという現状がございます。

今後につきましては、利用の状況等に応じまして、今現在、進歩の著しい通訳機器、こういったもののレンタル月額4千円程度と伺っておりますけれども、そういったものの導入も視野に入れて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

今、マスコミなどでもかなり翻訳ソフトの宣伝などがかなり多いんですね、手軽に取り入れられるもの、一定のお金のかかるもの、それからかなりレベルの高いものとか様々あると思います。手軽に取り込めるものとしては、言葉で喋ったものが外国語表示で出て、聞かれた時の答えを、スマホを見てもらって分かってもらうというような簡単なものから、クラウドシステムを使って喋った言葉を瞬時に翻訳して、瞬時に相手に返ってくるというようなシステムもあります。どこまで翻訳ソフトのことを調べてもらったかわかりませんが、もう少し詳しく翻訳ソフトの関係の情報があったら、例えば町で検討するとすれば、こういうシステムかなというような考えがあったらお答え願えますか。

○議長（小藤田一幸）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

先ほどお話をしましたレンタルの部分、4千円というような機械がございます。テレビの方でも色々宣伝をしているのですが、自分が喋った言葉が相手に対して英語なり、フランス語なりで伝わると、相手が喋った言葉が日本語で返ってくるような、そういったような高度なものをレンタルする場合には、月4千円位かかると聞いておりますので、そういったものの導入も視野に入れていくと、状況によっては、それ以外の無料のアプリ

りが多数出ておりますので、そういったものの活用も合わせて考えていくということのようなことで考えております。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

次に、外国人に対する対応の件で、町長の方から現在、男性が14名、女性36名、計50名の外国人の方がいるという答弁の中で、小学校も任意の対応をしたという状況がありました。学校の関連の答弁がありましたけれども、例えば、多くはないですけれども、鋸南町でも外国人の方がいる訳ですね、今後のオリンピックも控えておりますし、観光客も増えるのではないかなと思われる訳です。そういう中で、学校や保健福祉の関連、生活上の関連でいけば、申告なども関わってくると思いますが、そういうところでの今現在、こういう方向でと考えているものがあるかどうか。例えば、学校では今後もこのようにやっていきますよとか、現在、こういう人がいますよとかという情報でも良いです。分かり易く答えられるところがあったら答えてもらえますか。

○議長（小藤田一幸）

教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

以前、3年前になりますが、町長の答弁にありましたとおり、2家族が移住をして参りました。その時の対応ですが、それぞれ日本語が話せないということで、英語と、その時はタガログ語、2つの会話しかできないということでした。したがって、授業になりませんので、小学校では担任以外の先生、校長先生、教頭先生、教務主任の先生、中学校では、授業が空いている先生、それぞれ1日3時間程度、日本語の個別指導を行ったそうです。音楽や体操の皆と交えるもの、言葉が特に必要ないものについては、クラスに入って行っていたということです。このようにするという決まりはございませんが、この後、同じような子ども達が入って来た場合には、現時点では同様の対応をしていくと思われま。

○議長（小藤田一幸）

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次）

町長の答弁にもありましたけれども、小さい自治体、外国人居住者の少ない自治体は、相談窓口の設置の対象に入っていないんですね。逆に言えば、小さい自治体は、国の法律が変わっても中身の対応については、蚊帳の外というのが現状だと思います。だからと言って、そういうところにも外国人は来ない訳ではないんですね。鋸南町のように少ないけれども家族が移住したりとかあります。

最後に要望も含めてですけれども、町として多言語に対応できるように、できればそ

ういうどこの言語でも良いですけれども、ボランティアに何かの時に協力してもらえる人はおりませんか、ということで募集をかけても良いのではないかと思うんですね。どの位いるか分からない訳ですよ、現在ね。そして、発生してから対応に苦慮しますけれども、あらかじめ何かあった時には対応できるように、そういうボランティア登録みたいなものを検討してみてはどうでしょうか。鋸南町の人口の中で、外国語の堪能の人も、これだけ人口がいればいるのではないかと思うんです。

道の駅で英語だけの対応ということで、答弁がありましたけれども、英語だけではなくて、他の外国語にも堪能な人がいる可能性がありますので、これは私の要望としての意見です。是非、何かの時の対応のために、ボランティアの募集なども検討してみてはどうかなと。それから数は少ないけれども、いざという時に困らないために、対応の仕方のマニュアルみたいなものを検討してみてはどうかなと思います。その点で何かお答えなり、こういう方向で行きたいとかいうものがあればお答え願えますか。特別ないね。では、いいです。

答弁でも、具体的にそういう現場がなかったのも、今までは、そういうことが起きて初めて対応したという状況だと思いますので、私、要望して質問を終えます。

是非、検討して今後、そういうことがあってもスムーズに対応できるようにマニュアルの準備等、ボランティアに協力してくれる人はいないかどうか、そういうものを含めて検討してもらいたいと要望して質問を終わります。

○議長（小藤田一幸）

以上で、12番 三国幸次君の質問を終了します。

ここで、14時25分まで休憩します。

…………… 休 憩・午後 2時13分 ……………

…………… 再 開・午後 2時25分 ……………

◎一般質問

◎6番 緒方猛

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて、会議を再開します。

次に、6番 緒方猛君の質問を許します。

6番 緒方猛君。

[ベルが鳴る]

○6番（緒方猛）

私は、今日は、高齢者緊急通報、私はSOSと言っているのですが、このシステムの料金設定についてということと、2つ目に、職員さんそれから町民の提案制度の創設をということ、それから3つ目に、高齢者交通事故対策の安全教育の早期実施をという3つについて質問させていただきたいと思っております。

初めからいきます。

SOSの関係ですが、このシステムはとりわけ高齢者の独身約960人位いる訳ですが、今現在は増えているかも分かりませんが、安全・安心につながるとても良いシステムだと思ひまして、できるだけ当町に普及したいと考えて、6年前に県下自治体では最後ではありましたけれども、提案し、導入させていただくことができました。

さらに、昨年9月議会で月々のリース料が標準タイプで約3千円前後と高く、昨年の9月の話ですが、45人その内の31人はリース代がとても安い400円というのに入っていました。

近隣5市の調査では、近隣5市と言いますと、館山、南房総、鴨川、大多喜、御宿です。この5市の調査では、リース代の月々または、全額の負担を公費で行っているということでもあります。したがって、当町においてもこれができないかということについての、今回は2回目の質問となります。

質問1、当町は受益者負担の考えで、リース代全額個人負担としている。今後の社会、地域情勢の推移を見て検討するとの答弁だったと、これ前回の9月ですね。検討の結果はどうなりましたかというのが1つ目です。

この件の2つ目の質問、当システムの町民への新たな周知徹底はどのようにして行っていますか。

3つ目、当町の契約者が増えて行かないと、多分45名というのは、6年前に、一番初めに勧めた時に、この前後ではなかったかと記憶しているのですが、それからそんなに増えていないと思っております。残念なことではあります。どうして増えていかないのだろうか。どのように考えていますか。というのが3つ目です。

次の2つ目の大きな質問ですが、職員町民の提案制度の創設を是非、作って欲しいというのが私の希望です。

職員は、業務改善や合理化、生産性、町民サービス等の向上提案の習慣が、皆さんはどう思っているか分かりませんが、私から見ると乏しさを感じます。

また、町民も行政に対して、諦めの感を感じます。提案をすることについてですね。当町は、少子高齢化と過疎化が急ピッチで進んでおり、買い物弱者など生活環境の厳しさは一層進むだろうと思ひます。そこで、生きがいのための色々な角度から、一層の提案が必要となってくると思ひます。

こういうことから考えて提案制度を是非、やって欲しいというのが続きな訳ですが、

過去に私の質問で、課長と職員の敷居はそんなに高くないだとか、町民から町長に意見も来ているという話が町長の答弁でありました。

私が提案する制度は、そんなと言ったら語弊がありますが、当たり前の話とは異なり、他の自治体を是非、凌駕するような提案制度を確立していただきたいというのが趣旨です。

そこで質問に入ります。

職員町民の行政に関する提案制度の創設をし、町の政策的課題を改善・解決することを目的とするが、どう思いますかというのが一つです。

2つ目、これら提案を町民がインターネットで一時の評価をし、審査委員会を新設して事に当たるという考え方はどうでしょうか。

2つ目の質問は、既に東京都でやっております。

3つ目の大きな質問ですが、高齢者交通事故対策の安全教育の早期実施をということです。全国的に高齢者による、自動車による交通事故発生が飛躍的に高くなり、ある統計では、75歳以上の方が起こす事故割合は、平成8年で全体の28%が75歳以上、それが10年ほど経って、平成17年には、54%となっております。これはある統計です。

鋸南町は、交通アクセスから言って、危なくなったらできるだけ早く免許証の返納をするということが出来る訳ですが、これをするると即生活の行動範囲に支障がきたして生活が非常に難しくなるということがあります。よって、運転時の、お互いにある訳ですが、アッとヒヤッとした経験を共有するような安全教育、意識の研鑽教育、先生と生徒がいて、こうだあだと教えるだけではなくて、お巡りさんがいて教えるだけではなくて、お互いにこういう経験をしたよと、これで良かった、これで悪かったというようなことを話し合いながらの勉強会、こういったものを適切に行う必要があるのではないかとということで、この質問については、当時いつからそれをやるんだと、平成28年12月の質問の時に私が言いました。その時の回答は、29年、一昨年になりますが、29年の4月から警察などに依頼して行うとの答弁をもらいました。この答弁の結果は、どのようなになっていますか。

以上で、第1回目の質問を終わります。よろしく。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

緒方猛議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「高齢者緊急通報（SOS）システムの料金設定について」お答えいたしま

す。

緊急通報システムについては、福祉電話「あんしん」事業として、平成元年度から平成4年度まで、事業主体が社会福祉協議会で、平成12年、13年度においては、町単独事業で現事業と同様に設置費用は町が負担し、利用料は個人負担とする事業として導入した経緯がありますので、千葉県でうんぬんの話ではございません。

現在の鋸南町緊急通報装置設置事業は、平成25年度から再度、導入した事業でございます。

ご質問の1点目、「当町は受益者負担の考えでリース代全額個人負担としている。今後の社会、地域情勢の推移を見て検討するとの答弁だった。検討の結果どう判断したのか」についてであります。当該、緊急通報システムのリース代を町が全額負担した場合、100世帯当たりの年額は、安心電話方式が、49万2千円、警備会社方式が、362万8,800円、センター方式が、414万7,200円の負担となります。

また、導入にあたり設置費用は、既に町が負担することとなっておりますので、100世帯当たりには勘案をしますと、安心電話方式は、31万3,200円、警備会社方式は、90万7,200円、センター方式は、149万400円を負担することとなります。

リース代においては、利用者の負担額にもよりますが、国庫、県の補助が無い、緊急通報システムの導入は、その導入件数により著しく町財政の負担となりますので、検討の結果、従来どおり設置費用のみ全額負担することとし、今後、国、県などで補助制度ができた場合に、再度検討して参りたいと考えております。

ご質問の2点目、「当システムの町民への新たな周知徹底の仕方は」についてですが、周知方法につきましては、毎年、町報に掲載し、「くらしの便利帳」への掲載も行っております。

また、民生委員会及び介護事業所の職員を集めた連絡協議会において、システムに係る制度を説明し、パンフレットを配布しておりますので、引き続き踏襲して参りたいと考えております。

ご質問の3点目、「当町の契約者が増えないのをどう判断しているか」についてですが、通報に際し、固定本体のボタン、または、ペンダント型の携帯ボタンを押すことで通報されるシステムとなっておりますが、警備会社方式及びセンター方式にあっては、通報先の警備会社の管制室やセンターで異常の有無を確認する会話の時間を持たなければならないのなら、直接、消防署へ救急等を要請する旨の話や、3方式とも契約の際は、協力員が必要とされており、極数名、頼める協力員がいないという話を伺ったことがございますので、この様なことが、契約が増えない理由と考えられます。

また、ペンダント型の携帯ボタンは、子機電話と同様に電波が届く範囲の使用に限られており、携帯電話又はスマートフォンを所持されている方にとっては、より通話可能の

領域が広がっていることで利用に至っていないのではないかと考えられます。

2件目の「職員と町民の提案制度の創設を」についてお答えいたします。

ご質問の1点目、「職員と町民の行政に関わる提案制度の創設をし、町の政策的課題を改善・解決することを目的とするがどうか」

ご質問の2点目、「これら提案を町民がインターネット等で1次の評価をし、審査委員会を新設し、ことに当たってもらふ考えをどう思うか」についてでございますが、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

緒方議員が提案される「職員と町民の行政に関わる提案制度の創設」については、職員の意欲の向上、住民自身が地方自治に参画する仕組みとして参考とすべき政策の一つとは考えます。

しかし、本町においても、小さな自治体の特性を活かして、以前から「町政への手紙」という制度が存在しています。町への苦情、業務改善、業務提案などその内容は多岐にわたります。投書内容によっては、要望を取り入れ、予算化される場合もございます。

また、本年度は31会場にて、4年に一度、町政報告会等も実施し、町民の皆様の声を直接聞く機会もございました。

これは大都市ではできない、小さな自治体であるがゆえに可能な手法とも考えます。

更に、小学生を対象としたこども議会を開催し、将来を担う子供たちの意見も取り入れる機会も設けました。

町として、現時点では、町民の皆様の行政に関わる提案制度の創設までは、考えていない状況であります。

職員の事業提案の制度化についてであります。いち早く着手した自治体では、制度導入から数年経過するとともに硬直化する傾向が見受けられるとのことでございます。

ある町では、2008年頃より「職員提案制度」が実施され、当初のねらいとしては、事務の効率化と市民サービスの向上、職員の事務事業改善に対する意欲の向上を目的に始めましたが、年を追うごとにその制度が有効に機能せず形骸化してきたとのことあります。

具体的には、年を追うごとに提案件数が停滞し、提案者も偏り、職員数に比較すると提案数が少なく、職員全体の意欲の底上げにつながらなかったとの経緯もあるようであります。

以上を考えますと、比較的小規模で、職員間のコミュニケーションが取りやすい環境にある本町においては、日常業務の中で管理職、一般職を問わず、自由に提案できる職場環境が構築されていると考えます。

事例を挙げますと、「循環バスのキャラクターデザイン」、「狩猟エコツアー」、「中央公民館の子育て広場」、「道の駅保田小学校の機能」、直近では、「鋸南町誕生60周年記念事業」などがございます。通常業務に使用しているパソコンの掲示板機能等を活用し、

職員が自由にアイデア提案を行い、実現してきた事例もございますので、現時点では、職員の提案制度までは、考えていない状況であります。

3件目の「高齢者交通事故対策の安全教育の早期実施を」についてお答えいたします。

ここ10年間での千葉県内の交通事故発生状況の推移では、平成19年が31,174件と最も多く、以降毎年減少傾向にあり平成29年では18,030件と4割程度減少しております。

また、交通事故による死者数では、平成19年の268人から平成29年の154人と、事故件数に比例し減少しております。

しかしながら、死者数に占める高齢者の割合の推移を見ますと、平成19年の44.4%から平成27年には54.4%に上昇し、平成29年は48.1%に減少したものの増加の傾向にあると思われま。

今後におきましても、高齢化率が上昇する見込みであることから、さらに高齢者の関係する交通事故や死者数が増加するものと考えます。

このような中で、警察では高齢運転者に対して、免許証の更新時における高齢者講習の受講や臨時認知症検査の受診等、高齢者の交通安全に向けた取り組みが行われているところでございます。

平成28年12月、第6回鋸南町議会定例会において、高齢者の事故対策として、「意識向上のための実技や講座教育を警察に依頼すべき」との緒方議員からの一般質問に対し、「町としても高齢者の交通安全に向けた取り組みを警察や関連機関・団体等と連携し、高齢者に対する参加、体験実践型の交通安全教育を検討して参りたいと考えております」との答弁をいたしました。

「この答弁結果はどうなっているのか」とのご質問であります。昨年5月14日、館山自動車学校において千葉県と千葉県警主催による体験型高齢者交通安全リーダー研修会が開催されました。本研修会は、交通安全意識の高い高齢者が交通事故の発生する危険な状況を実際に体験し、交通安全学習に必要な知識等を身に付けるとともに、地域における交通安全リーダーとして、様々な機会を通じて自主的な交通安全の推進及び交通安全意識の浸透を図ることにより、高齢者の交通事故防止を目的とするもので、参加対象者は、館山市、南房総市、鋸南町に居住の高齢者を対象とするものでございました。

町としましても、高齢者への交通安全教育とともに地域のシルバーリーダーの育成の両面を兼ね備える良き研修の機会と考え、平成30年2月20日の「町報きよなんお知らせ版」に本研修会の開催について周知し、受講者募集を試みましたが、本町からの応募者は残念ながらございませんでした。

本町内での高齢者向け交通安全講習会の開催について、館山警察署交通課に確認いたしましたところ、老人クラブ等の団体の方々から依頼があれば、それぞれの地区で開催することも可能であると伺っております。

今後も引き続き、各地区の老人クラブ等に働きかけを行い、高齢者の交通安全教室や講習会等の開催に向けた取り組みを検討して参りたいと考えております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

緒方猛君、再質問はありますか。

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

1番から順に再質問していきたいと思いますが、1番がとりわけ多くなるかと思いますが、今の話の中で、交通安全の問題などが29年の4月から教育をしていきますという場合に、28年の12月の一般質問の時に、答弁されたんですよね。いつからやるんだと言ったら、29年の4月からやりますと。やりますと言ったものを、今、町長の答弁で色々言われましたけれども、あっちの教育、こっちの教育で老人会に頼むんだとか、そういうのはやめてもらいたいと思います。やると言ったら、ちゃんとやると。そこまで検討して答弁を。事前に質問している訳ですから、答弁はそういう内容にさせていただきたいと思います。じゃないと、いつまで追っかけて、やることにならないと私は思うんですね。

1番に戻って、再質問させてもらいますが、1番のSOSシステムについては、ご案内のように、今は機種が3つ選ばれております。私は6年前に提案した時は、警備保障会社の一つだけ提案しました。どうなのが3つ選ばれているかと言うと、一つはNTTのシルバーフォンタイプというのがあります。これは、リース代は安いけれども、要するに片道切符なんです。こっちが電話して、相手が出てくれなかったら、それっきりというもので、命の綱ですからこの電話は、命の綱として使おうとしているこの電話に、そんな片道切符のシステムを取り入れるというのは、全くどうかしているなと思っております。不適切だと思えます。

2つ目のシステムですが、安心ケアサポート方式というのがあります。これは、設置費が1万3,800円、月のリース代3,200円ということで、わが町で選んでいる3つの中で一番高いものです。

3つ目が、私が当初から推薦していたシステムでありまして、東亜警備保障会社がやっている設置費が8,400円、リース代が2,800円であります。東亜警備保障の方は、設置費が先ほど高いと言ったものに比べたら、設置費が40%安いです。それからリース代も月に13%安いです。機能は十分だと私は思っております。

安心サポート方式と東亜警備保障の機能の違いというのは、私は警備保障の方については、それなりに推薦した関係で細かく知っておりますけれども、安心サポートセンターの高い方については、よく知っていない。この違いはどのようなものがあるんですか。

教えてください。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただ今の、緒方議員の質問に答弁させていただきます。

センター方式につきましては、全国で8カ所ございます。そして、そのセンターに従事している方は、看護師さん、いわゆる医療の専門職の方が従事されておりまして、1センター昼間は40名の方が一応、従事されているそうです。

そして、中心のボタンを押された時に、そちらのセンターへと通報されまして、それで、その受けた方が病状を確認する中で、救急が必要だということであれば消防署への通報をするといったようなシステムとなっております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今、聞いた範囲ですと、東亜警備保障会社と何にも変わらないですね。東亜警備保障会社の方がもっと機能が沢山あります。で、値段も安い、リースも安い、設置費も安い、これは再考する必要が多分あると思います。それを指摘しておきます。また、後から同じような質問が出てくるかも分かりませんが。

6年前にこのシステムを取り入れた時から現在まで、3機種を行政は、皆さんに紹介している訳ですが、契約者の増減はどのようになっていますか。6年経って。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

平成31年3月1日現在でございますが、警備会社方式は11、そして安心電話は28、センター方式は1、計でありますけども40件と、今なっております状況でございます。

増減につきましては、当初25年に設置した時から、安心電話方式につきましては、2増えています。そして、警備会社方式につきましては3、そしてセンター方式は1でございます。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

後からも申し上げますけど、わが町と、大体高齢者の同じ規模だと思われる、よく話が出ます御宿町の、この関係の契約者総数は230何名かです。契約者が、今、1人、

2人、3人とか話がありましたけれども、いずれにしたってまだ45人なんですね。私は、冒頭に言いましたように、本当に寝ている人の年代になってくると、1人で独身者の話で、独身者でなくても入れるんですけれども、独身者のことについてある程度面倒を見ようと、お金の面倒を見ようということになっていますから、独身者の方が1人で、訪ねて行くと1人で寝ているというような方については、命の綱ですよ。そういう方の契約者が増えない理由に、3つの方式の契約時に頼める協力員が数名必要との答えがありました。そうでないと入れないと、少なくとも東亜警備会社の方式は、そうは言っていません。3方式ともそうだと確か答弁があったかと思うんですが、私が東亜警備保障会社に3、4日前に、ここの役員を知っていますので、訪ねました。その結果、そんな保証してくれるような人は要らないよと、1人でも入れますよと。単独で入る、別に行政を通じなくても単独で入りたいと言ったら、それはそれで入れますという答弁でした。先ほどの答弁と違いますので、間違った答弁になっていないか、お調べをいただきたいと思います。答えられますか。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

まず、3方式とも協力員をお願いしている点につきましては、救急の際に、運ばれて、医療機関に行った際に、医療機関との手続等の問題もございますので、一応お願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

そういうことは、警備保障会社はボタンを押さなくても、感知機能が付いていますから、ボタンを押さなくても向こうから直行で走ってきてくれます。救急車と消防車。向こうから来てくれて、連れて行ってくれる訳ですから、何の不自由もない。協力者だとかそういうのは必要がないというのが、東亜警備保障会社です。それは、違いがないということが、私はこちらの方が、値段の高い方はよく分かりませんから、よく調べて東亜警備保障の方も、さっき言ったように機能は十分ありますから、再度、どれを勧めるかということについては、検討してもらいたいと思います。

次の質問に行きます。

ペンダント型のボタンは、携帯電話、またはスマホを持っている方が、通話可能領域が広がるからとの答弁があったように感じました。警備保障会社方式は、火災などで、慌てふためいて、契約者がボタンを押さなくても煙感知や動作監視センターが付いており、極端に言うと一定時間室内の動きが無い場合は、自然死の心配までして、また建物

監視で異常が発生した場合には、自動監視センサーが働き、管制室に情報が届き、全てアクションを起こすということができるようになっていくという優れものです。救急車、消防車、その他の家族や、どなたかの電話して欲しいとかという所もありますから、そこについても、仮にボタンを押さなくても、全部通知が行きます。こういうことになっていきますので、先ほどの答弁とこれまた違うのではと思うのですが、いかがでしょうか。

担当が機能の内容を不十分な形でしか理解していない、あるいは、半信半疑で加入させているというようなことが、一つ大きく加入が進まないということにつながっていないかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

緒方議員のお話になります警備会社方式、確かに火災センサーとか動作監視センサーというのはございます。昼間12時間経ってもセンサーに人の動きがなかった場合には通報されるというところの話でございましたけれども、こちらの方の警備会社方式によりますと、鋸南町において、支店として1名が常駐しているそうでございます。その1名に関しましては、他の色々な業務がございまして、センサーが鳴っても、1番の管制センターの方に行く訳ですけれども、すぐ鋸南町の方に来て対応できないという時もあるそうでございます。その際には、館山、あるいは鴨川からガードマンが駆けつける体制ということの中で、やはり一刻を争う時には、119番通報をするということの中は、申請の際にお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

その1名というのは、私の近くに住んでいる方なんです。多分、東亜警備保障会社に入っていますから。2回命を助けてもらっています。1回はここで言ったと思いますが、夜中に血圧が異常に上がってボタンを押したと、そしたら救急車がすぐに来たと、一緒に病院に行って、館山の病院で一晩泊まって家に帰ったと、それからもう1回は、電気ストーブの火災です。これは、慌てふためいて本人はボタンの何も押す暇がなかった、そのうちに消防車と救急車、鴨川にいる自分の子ども、その人達も皆集まってきました。さっき言ったようなシステムついているから、自分でどうこうしなくてもいいんです。僕は、この制度と高い制度との違いというのが、本当によく分からなくて、高い方の制度を進める必要があるのかということについては、真剣にもう1回考えていただきたいと思います。

次に行きます。

御宿町は、人口が同じ位だけれども、行政が全額、月々の費用を負担しているということで、先ほども言いましたように、契約者は約240人と、多くの方が安心・安全を確保しています。近隣では、御宿・鴨川・館山でも月のリース代を含め、ここは全額公費負担をしている。全額というのは、税金を払っている人、非課税の人、それから大きく分けて生活保護を受けている人、そういう人たちの分は皆行政が払っていると、そういう意味です。それから、南房総と大多喜町は、生活保護世帯は全額、他でも応分の負担を行政がしているというのが実態です。契約が増えない理由は、警備会社の役員に3、4日前に、私が話をした時に、その方が言われていたのは、リース代の負担が残念ながら高いと、したがって、二の足を踏んで入れないと、とりわけ国民年金の人にとってみたら、1か月の年金分だけをリース代で払ってしまうようになってしまうということになりますので、なかなか思い切れないというようなことがあって、加入者が増えないという問題は抱えていると、役員の方は言っていました。本当の意味の加入者が増えないというのは、先ほど色々なことを課長は言われましたけれども、今、言うように料金の問題、これが現実には、その問題が1番大きくて、入りたいけれども入れないというのが実態ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただ今の議員さんの質問にありましてとおり、確かにリース代を全額していただくということであるならば、やはり入る方は増えてこられるのではないかとは思われます。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今、わが町は全てリース代が個人負担になっているということを見直すということについて、再検討してもらいたいと思う訳ですが、これに関する高齢者の生活の安全・安心と言いますか、こういうことに関する話を今、このSOSのシステムでやって欲しいということを行っている訳ですが、以前は、私は、町で町長さんが、わが町の高齢化率が高いのは高齢者が住みやすいからだ、挨拶の中で言われたことを覚えています。これは、行政のサービスだけではなくて、自然環境の良さ等も含まれて、この町の住んでいる高齢者が多いのは鋸南町が良いからだよということだろうと思いますが、高齢者の緊急通報SOSのシステムは、初めの質問でも言いましたように、安心・安全につながる、特に高齢者にとっては、命の綱とも言えるものだとは私は思っています。町長は、今、私が紹介した高齢者が多いのは、この町が良いからだよという話の中には、高齢者の処遇という点を考えると、この安全システム一つを取ってみても、町民サービスの矛盾を感じる訳ですけれども、町長はこの点、どのように考えているのでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

議員のただ今のご質問ですが、やはりリース代を全額自治体で負担しております市町においては、毎年500万から1,300万程支出をしているところであります。1点目の町長の答弁にもございましたけれども、毎年、町財政から経常的な多額な費用が支出されることとなりますので、総合的な観点の中で、現行のとおりとさせていただき、補助金等が国・県そちらの方で、そういう制度ができましたらその際に、再度、検討させていただくということでご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

町長さんのお話の、これ挨拶なんですよ、挨拶の中で鋸南の高齢者率が高いのは鋸南町が良いからなんだよと、お話をされたんですね。ある面ではそうかも分かりません。自然環境だとか何かについては、東北に住んでいるよりは、よっぽど良いと思います。そういうことで言ったのならば、その話は間違いではないと思うんですね。だけど、町長という肩書が付いていて皆さんの前で挨拶をする時に、お年寄りがいっぱい居るところの前で話をする時に、この町は高齢化率が高い、お年寄りが多いということは、この町が良いからなんだよと言われるのは、行政サービスが良いからだよということが半分は入っているのではないかと思うんです。その辺はどうでしょうか。それを聞いたんです。さっき。

○議長（小藤田一幸）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司）

ご挨拶の場面が、どうか分かりませんが、要するに鋸南町が住みやすいということのお話です。ですから、個別の、例えば今、御質問にあるSOSのシステムうんぬんということではなくて、長生きでいるということは、町で取り組んでおります介護予防事業等、諸々の施策の中で、そういう住みやすい長生きの町であると、そういう趣旨でございます。総合的に自然環境もそうですし、町民同士のコミュニティ諸々含めて、総合的に鋸南町が高齢者に優しい住みやすい町であると、そのように私は思っております。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今の副町長のお話も、私も諸共そうですね、とは言い難いんですね。なぜかと言うと、例えば、私は町長と同じ地区なんですけど、中道台、これで今、副町長が言う2週間に1回の健康体操というのがあります。15人位集まります。その中で、男性が集まるのは私だけです。1年経っても、2年経っても、3年経っても私だけです。じゃあ他に出れそうな人がいないのかと言うと、居ないことはないです。だけど、本当の高齢者で、そうどこでも、ここでも行けないという人が寝たきりになっている人が多いですよ。訪問しても駄目だよということになっちゃって、そういう人は、さっきから言うように命の綱がこのSOSのシステムなんです。それが、さっき言った他所の5市町村が全てオッケーで行政がリース代をみているところがありますよね、それは、税金を納めている世帯、納めていない世帯、それから生活保護を受けている世帯であっても全部払っている。少なくとも生活保護を受けているところについては、どこも払っている。わが町は払っていない。どれも払っていない。1番初めの設備だけですね。で、いながらこの町は生活しやすいからというのは、寝たきりなんかになっている人については、それしかない、命の綱で、他にないんです。楽しみは。そういう人にとって、この町は住み良い場所だからなというような話をしたら通じるでしょうかね。だからさっきから町長さんに答弁してくださいと言っているんです。他の人は答弁できないはずですよ。

○議長（小藤田一幸）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和）

緒方議員さんおっしゃる住みやすい、住みにくいと言いますか、住民サービスがというような話の中では、私は住みやすい場所だと思っています。住民サービスというのは、このSOSシステムだけではない訳ですよ、全てにおいて住民サービスというものがある訳ですから、その中での全体を勘案した時に、ある意味では、最初の導入時は補助をしますと、維持に関しては、自己責任でお願いしたいということでありまして、代替えのものが何もなければ考えなえればいけないことではありますが、いずれにしても、高齢者の皆さんがここに住んでおられると、確かに住んでおられる方ではありますが、その方々にも家族がある訳でありますよね、まず第一に行政が一番先に先頭に立って皆さんのサポートをするという意味よりも、親御さんがいるとすれば、お子様たちに先頭に立って一番先に支援をしていただきたいというのが本音でございます。ある意味では、我々の町から確かに働く場所がないとか、色んなことがあると思います。仕方ないことかもしれませんが、都会の方に行っている家族の皆さんもおられる訳でありますから、その方々は、ひょっとしたら我々の地域の住民の方々よりも所得が高額な方々もおられると思います。その方々が、まず第一に自分の両親家族だとしたらその皆さんがまず、第一に支援をしていただいて、そして、どうしてもという話であれば行政

がそれに加わるということではないのかなと、それが自己責任のまず第一のことではないのかなと私は判断をしておりますので、そういう意味で、我々の町の住民皆さんに関わる問題でありますから、当初の導入費用は町の方で負担をさせていただきますと、ただし、維持管理については、個々でお願いをしたいというのが、我々の考え方でございます。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

私が言っているのは、リース代もある程度補助してやれないのかということを行っているのは、私が勝手に言っている訳ではないんですよ。先ほど言いましたように、安房郡市、それから大多喜、御宿そういうところと比較してみてもサービスが行き届いてない町だから、そのレベルにまではしませんかということを行っている訳です。誤解のないようにして下さい。

○議長（小藤田一幸）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和）

誤解はしておりません。それぞれ自治体において、財政的な力はございますので、我々の町は、まだまだそこまでの財政的な力は復活をしておりませんので、そういう意味では、全体を勘案しながら財政運営をして参らなければいけない状況がございますので、その辺のことは、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

他のところには行きつかないかも分かりませんね。

今、費用のことを町長さん言われたんですけども、それに関係することをそれでは質問します。

昨年の9月にラスパイレス指数について、私は質問しました。当町は、国家公務員に対して101.3ということで、県下54自治体の中で16番目の高さです。近隣市では、もちろんさっきの5つ言った中でも最高です。高いことは、私は良いことだと思っております。しかし、高齢者との対応の違いは大きな矛盾を感じます。まず、町民サービスが先で、それから自分たちの待遇を良くするというのが普通の考え方ではないでしょうか。どう思いますか。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ラスパイレス指数に関連してのご質問でございますが、平成29年末のラスパイレス指数は、ただ今、緒方議員からのご質問にあったとおりでございますが、ラスパイレス指数の計算においては、様々な要素がございまして、平成30年末のラスパイレス指数については、現時点では確定ではございませんけれども、平成29年度の指数よりも下がる見込みとなっております、100を切るという状況でございます。

○議長（小藤田一幸）

緒方議員、通告質問に沿って質問をお願いしたいと思います。

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

3番目の質問になると思うんですが、高齢者の交通事故対策の安全教育の早期実施をと、これになります。

このことについて、28年の私の質問に対する答弁で、過疎の進む地域ではマイカーに頼らざるを得ないと認識しておりますと、車に代わる高齢者の足の確保について、地道な支援が必要と考えております。との町長答弁がありました。これは、具体的には、28年から地道な支援を車の運転ができなくなるような高齢者に考えて行くと、答弁されたのですが、これはどのようになっているのでしょうか。

あるいは、どのようなことを想定して地道な支援をして行くとお答えしたのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

車に代わる高齢者の足の確保の地道な支援ということでございますが、この件につきましては、本庁として実施をしております高齢者の運転免許証の自主返納に対する支援事業の内容ということでございまして、本庁としては、循環バスの回数券3部、1部が1,650円でございますので、4,950円分を申請があった方に対して支援を行っている訳でございます。この支援につきましては、自治体のこのような支援の他にも、千葉県内の各事業者から様々な協賛が行われておりまして、社会全体として高齢者の運転を辞める勇気を応援しているという状況でございまして、実例を挙げますと、交通関係の企業では、タクシー会社で料金の1割引であったり、路線バス会社においては、乗車運賃の割引などが行われております。また、その他協賛企業70社において、例を挙げますと、観光施設の宿泊料金、入園料、また大型ショッピングセンターでの様々な特典、そういったことがございまして、詳細につきましては、千葉県警察本部のホームページで公開がされておりますが、このように自治体だけのサービス以外にも社会全体として大きな支援が広がって行くということが重要であるということを考えているところ

でございます。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今のような、こういうことをやっている、ああいうことをやっている、それが地道な支援の対象なんだということであれば、新たなことでしょうか、28年にそういう答弁をされたことは、その後、こういうことを町民のためにやり始めましたよと、早く安全のうちに免許証を返納して、こちらを利用してくださいというようなことをしたらいいんじゃないかと思えますね。私なんか、こういう質問をしながらその結果というのが、よく分からないのが実情です。

あと2分ですから一つだけ申し上げます。

提案のところで質問したいと思えます。

先ほど言いましたように、東京都でもこのような質問をしまして、都民で1年間に450件位、都民からの提案が挙がって来ております。それから大学と提携して大学の研究者から100件位の提案が挙がってきています。これを評価しながら、相当良いものについては、表彰をするというような形になっています。私もこの町の提案については、そのように考えれば良いと思うんです。そういうこととの関連で、2年ほど前に鴨川の市長さんが人口減対策、あるいは移住定着のための提案を全職員にお願いしました。私は、この結果を期待して見ていたのですが、直後になって市長選があって、市長さんが代わりました。だから、前の市長さんがせっかく提案をさせた全職員の提案がどういうものが出てきたかということについては、日の目を見ないままです。私は、一つの画期的なやり方だなど、鴨川とあろうものかと思ったのですが、このやり方、結果について町長さんはどのように感じておられるでしょうか。お答えください。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

ただ今のご質問は、近隣自治体の前市長の取り組みについてということでございました。詳細を私共、把握をしている訳ではございませんので、なかなか答弁が難しい訳でございますが、通告に対する答弁にありましたとおり、町においては、比較的

[ベルが鳴る]

規模の小さい自治体でございますので、日頃から色々な企画ものについても、各職場ごとに意見を挙げていただいて、政策に取り込んでいるという状況でございます。

○議長（小藤田一幸）

以上で、6番 緒方猛君質問を終了いたします。

緒方猛君は、議席にお戻りください。

◎散会の宣言

○議長（小藤田一幸）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日6日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 3 時 2 7 分 ……………

平成31年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成31年3月6日 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 発議案第1号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 鋸南町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第5号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第6号 | 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 鋸南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第8号 | 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第9号 | 鋸南町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の制定に関する協議について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 鋸南町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |

日程第17	議案第16号	平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第4号）について
日程第18	議案第17号	平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第19	議案第18号	平成31年度鋸南町一般会計予算について
日程第20	議案第19号	平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第21	議案第20号	平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第22	議案第21号	平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第23	議案第22号	平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第24	議案第23号	平成31年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 田 久 保 浩 通 君	2 番 青 木 悦 子 君
3 番 笹 生 久 男 君	4 番 渡 邊 信 廣 君
5 番 小 藤 田 一 幸 君	6 番 緒 方 猛 君
7 番 鈴 木 辰 也 君	8 番 黒 川 大 司 君
9 番 伊 藤 茂 明 君	10 番 笹 生 正 己 君
11 番 平 島 孝 一 郎 君	12 番 三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和 君	副 町 長 内 田 正 司 君
教 育 長 富 永 安 男 君	総務企画課長 増 田 光 俊 君
税務住民課長 平 野 幸 男 君	保健福祉課長 杉 田 和 信 君
地域振興課長 飯 田 浩 君	建設水道課長 平 嶋 隆 君

教 育 課 長 福 原 規 生 君
監 査 委 員 柴 本 健 二 君

会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘 君
総 務 管 理 室 長 安 田 隆 博 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹 生 矩 義

書

記 安

藤

睦

…………… 開 議 ・ 午前 10 時 00 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さん、おはようございます。

第 1 日目に引き続き議員各位にはご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12 名です。

定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小藤田一幸）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎発議案第 1 号の上程、説明、質問、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第 1 発議案第 1 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者 渡邊信廣君より主旨説明を求めます。

提出者 4 番 渡邊信廣君。

[4 番 渡邊信廣 登壇]

○4 番（渡邊信廣）

皆さんおはようございます。

それでは、発議案第 1 号について説明をさせていただきたいと思えます。

発議案第 1 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、私のほか 4 名の議員の賛成を得て、提出したものであります。

先の 12 月定例会において、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を可決いたしました。当該条例は、千葉県人事委員会の勧告に基づき、期末手当の

月数、6月期と12月期で月数が異なっていたものを、均等とする改正でありました。

本改正は、一般職の職員の給与等に関する条例に倣い、期末手当の月数を変更しようとするものであり、6月期「100分の122.5」、12月期「100分の137.5」とあるものを、それぞれ「100分の130」に改めようとするものであります。

なお、本条例の施行につきましては、本年4月1日からであります。

議員各位のご理解・ご賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第2 議案第1号「鋸南町森林環境譲与税基金条例の制定」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 飯田浩君。

〔地域振興課長 飯田浩 登壇〕

○地域振興課長（飯田浩）

議案第1号「鋸南町森林環境譲与税基金条例の制定について」ご説明申し上げます。

平成31年度税制改正において、森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、森

林環境税及び森林環境譲与税が創設されることになり、それに伴い、市町村及び都道府県は、森林環境譲与税を後年度における事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立てる必要があり、新たに基金条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、基金条例をご覧ください。

第1条は、基金の設置に関する規定ですが、基金の名称につきましては「鋸南町森林環境譲与税基金」とし、鋸南町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費に充てることを目的に設置するものでございます。

第2条は、積立に関する規定ですが、基金の原資は森林環境譲与税とし、積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものです。

第3条は、基金の管理で、金融機関への預金のほか确实有利な方法により管理することとしております。

第4条は、運用益金の処理に関する規定ですが、歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れするものでございます。

第5条は、基金の処分に関する規定ですが、その目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、処分ができるとしております。

第6条は、委任規定で、条例に定めるほか必要な事項は別に定める、とするものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

ちょっと私もよく分からないので、教えていただきたいという意味で質問をさせていただきますけれども、第1条の1行目ですが、最後の方に木材利用の促進とありますね、この町の木材の利用というのは、ピンとなかなかこないのですが、どういうものが木材利用の対象になっているのでしょうか。あるいは、これからそうしようということになっているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

現在、鋸南町におきましては、林業に従事をしている方がいらっしゃらないという状

況がございます。今後、考えられる木材利用に関しましては、薪でありますとか、そういったものの利活用、あるいは、木を使った色々な椅子とかテーブルとか、そういったものへの応用というものも当然、考えていくべきではないかと考えております。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第3 議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページ目、附則第8項は、給料の削減に関する規定でございますが、第10条の適用を受ける職員、つまり課長及び室長等管理職手当支給対象職員については、平成31

年4月1日から平成32年3月31日までの間、引き続き1%の減額を行おうとするものであります。

附則第9項は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、職員が退職・失職・又は死亡した日における給料月額、本則の給料月額とするものであります。

附則第10項は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に支給される、管理職手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当の算定における給料月額は、減額前の給料月額とするものでございます。

別表第3等級別基準職務表の規定でございますが、2ページ目をご覧ください。

5級の欄に新たに副園長の職務を追加するものでございます。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第4 議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊 登壇]

○総務企画課長（増田光俊）

議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧願います。

本特例条例は、町長の給料月額について30%削減、副町長及び教育長については20%削減する内容で、本年3月31日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況から、さらに1年、平成32年3月31日まで延長いたしたく、条例の改正をお願いするものであります。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第5 議案第4号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊 登壇]

○総務企画課長（増田光俊）

議案第4号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

議案第3号において、町長30%、副町長及び教育長については20%の給料月額を減額するものでございますが、減額の期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日の間に支給される期末手当の算定における給料月額は、減額前の本則に定める給料月額とするものでございます。

なお、本条例は平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第6 議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊 登壇]

○総務企画課長（増田光俊）

議案第5号「職員の職務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

働き方改革の一環として、長時間労働につきまして、労働基準法が改正され、本年4月1日から施行されることとなっております。公務員においては、国の人事院において民間労働者と同様の規則改正が実施されることから、町条例の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第8条中、第2項の次に、第3項として、「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」を加え、時間外労働の上限等を規則で定めようとするものです。

施行は、公布の日とし、平成31年4月1日から適用させようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第7 議案第6号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第6号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正が本年4月1日に施行されることから、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、基礎賦課額の限度額の引き上げ及び保険料の減額に係る算定基準の改正でございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

第15条の6「基礎賦課限度額」につきましては、法施行令の改正に伴い、一般被保険者及び退職被保険者等に係る基礎賦課額の限度額を58万円から61万円に引き上げる改正でございます。

同じページの中段から2ページ、第20条「保険料の減額」につきましては、法施行令の改正によりまして、基礎賦課額の限度額並びに5割軽減及び2割軽減に係る、所得判定基準の算定に用いる金額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものでございます。

同条第1項第2号は5割軽減に係る規定で、被保険者数に乗ずる額を27万5千円から28万円に引き上げる改正でございます。

次のページに移りまして、上段、同項第3号は2割軽減に係る規定でございます。同じく被保険者数に乗ずる額を50万円から51万円に引き上げる改正でございます。なお、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第8 議案第7号「鋸南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第7号「鋸南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

現在、新築工事を行っております貸切風呂の使用料の追加、並びに前年度エレベータ棟の増築に伴い、指導相談室がホールに改装されたことにより、当該指導相談室の使用料を削除する等の必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

別表（第2条関係）の鋸南町老人福祉センター集団指導室1時間につき100円を削除し、現行の上から5行目にございます一般カラオケ1時間につき1,000円を別枠に改めまして、カラオケの下に貸切風呂1室1時間につき2,500円を追加するものでございます。

また、摘要中から、指導相談室の字句の削除をお願いするものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日となります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第9 議案第8号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第8号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

今改正は、介護保険料の普通徴収に係る仮賦課の廃止並びに納期を増し、1期当たりの介護保険料納付額を抑えることで、被保険者の納付条件を改善しようとするものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

第4条第1項の「普通徴収に係る保険料の納期」につきましては、現行の4月を第1期とし、翌年2月までの隔月6回の納期から、7月を第1期とし、以降、毎月を納期とし、翌年2月を第8期とする、計8回の納期に変更をお願いするものでございます。

同条第3項では、仮賦課の廃止に伴い、納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある時、また、100円未満である時は、その端数金額または、全額を最初の納期に合算することに改めるものです。

第5条第4項につきましては、条文の整理によるものです。

第6条及び次ページ第7条につきましては、保険料仮賦課の廃止に伴い、削除をお願いするものでございます。

3ページ第13条の「保険料に関する申告」では、地方税法の施行年を追加するものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第10 議案第9号「鋸南町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第9号「鋸南町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

今年度、新たに介護保険で実施されていた自立支援・重度化防止等の取組事業に対し、「保険者機能強化推進交付金」が創設、交付されることに伴い、当該事業にその交付金を充当した後の余剰金については、基金に積み立て、以後、当該事業の財源不足の際に基金から充てようとする改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

第6条の「処分」につきまして、現行、介護給付費の財源不足に充てる場合に限り処分できる規定を、第1号で介護給付費の財源不足に、第2号でその他介護保険の財政の均衡を保つために充てる場合に処分することに改めるものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第11 議案第10号「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の制定に関する協議について」を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第10号「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の制定に関する協議について」ご説明申し上げます。

地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づいて、広域廃棄物処理に関する事務を共同して管理・執行する協議会を設けるため、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の制定をお願いするものであります。

それでは、規約をご覧ください。

第1条、第2条、第3条では、広域廃棄物処理に関する事務を共同して管理し執行するため協議会を設置するものとし、協議会の名称は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会としておりまして、組織する市町は協議会名称の構成6市1町としております。

第4条、第5条では、協議会の事務及び協議会事務所について定めております。

第6条、第7条、第8条では、協議会組織は会長及び委員6人といたしまして、会長及び、委員について定め、第9条は、会長の職務代理について定めております。

第10条、第11条、第12条では、協議会職員、職員の職務、事務処理のための組織について定めております。

第13条、第14条、第15条では、会議、会議の招集、運営について定めております。

第16条、第17条では、関係市町の長の名において事務を管理し執行するものとし、執行に要する経費の支弁方法について定めております。

第18条、第19条では、協議会の財産の取得、管理・処分、その他財務に関する事項について定めております。

第20条では、協議会解散時の措置について定めております。

第21条では、この規約に定めるもののほか、必要な規程を設けることができることとしております。

最後に附則であります。この規約は本年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第 1 2 議案第 1 1 号「鋸南町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊 登壇]

○総務企画課長（増田光俊）

議案第 1 1 号「鋸南町過疎地域自立促進計画の変更について」ご説明申し上げます。

現在、鋸南町過疎地域自立促進計画につきましては、平成 2 8 年度から平成 3 2 年度までの 5 ヶ年計画として策定されておりますが、計画内容等の精査を行ない、事業の追加及び本文の修正を行ないました。これらの修正につきましては、法定変更該当することから、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定において準用する同条第 1 項の規定に基づいて、過疎地域自立促進計画の変更について、議決をお願いするものでございます。

変更計画書をご覧願います。

左側が変更前計画、右側が変更する計画になります。

赤い文字で表記している部分が、変更する箇所でございます。

1 ページから 8 ページまでは、平成 2 7 年国勢調査数値への変更及び事業内容の変更により本文の修正を行なっております。

今回の変更により新たに追加した事業でございますが、9 ページをご覧願います。

区分 1 産業の振興、(3) 経営近代化施設に新たに農業近代化施設・機械整備事業、他 1 事業を加えてございます。

(4) 地場産業の振興に有害獣処理施設建設事業を加えてございます。

1 0 ページをお願いいたします。

(8) 観光又はレクリエーションに旧佐久間小学校改修事業他 1 事業を加えてございます。

1 1 ページをお願いいたします。

(9) 過疎地域自立促進特別事業に空き店舗活用事業他 6 事業を加えてございます。

1 2 ページをお願いいたします。

区分 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進中、(10) 過疎地域自立促進特別事業に遠距離通勤者支援事業を加えてございます。

1 3 ページをお願いいたします。

区分 3 生活環境の整備中、(6) 過疎地域自立促進特別事業に空き家活用事業を加えてございます。

1 4 ページをお願いいたします。

区分 4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進中、(7) 過疎地域自立促進特別事業に子ども医療費扶助事業他 4 事業を加えてございます。

1 5 ページをお願いいたします。

区分 6 教育の振興中、(1) 学校教育関連施設に小学校改修事業、(5) その他に社会教育バス更新事業を加えてございます。

1 7 ページから 1 8 ページにつきましては、追加した事業のうち、ソフト事業分を再度、掲載したものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番 渡邊信廣君。

○4 番（渡邊信廣）

この過疎計画に追加するということで、非常に有利な起債を活用する上で、非常に重要なことだと思っています。その中で、具体的な案があるかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思いますが、8 ページとそれから 10 ページの中に旧佐久間小学校の改修事業、そしてさらに、大崩地区の観光交流拠点整備事業ということで挙げられておりますけれども、この辺について、私も当初から佐久間ダム公園の充実をというようなことも、そして佐久間小学校のことも話に出しておりましたけれども、特に大崩地区の観光拠点整備事業という部分の内容について、ある程度具体的なものがあるかどうか、その辺についてお聞きできればと思います。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

まず、旧佐久間小学校の活用につきましては、具体的な事業についての取り組みとい

うことについては、現在、新年度において、今後の計画策定を進めて参りまして、それ以降に具体的な事業に取り組んでいくところでございます。

続いて、大崩地区観光拠点整備事業でございますが、大崩地区につきましては、佐久間ダムの周辺の各種整備事業について、今後、取り組んで行く事業を過疎債に充当して参りたいということでございます。

○議長（小藤田一幸）

4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

この件についてですけれども、特に佐久間ダムの関係というのは、佐久間ダム公園というような条例にもなっている中で、桜だとか、そういう関係もそうなんですけれども、さらに年間を通して住民にしても、あるいは、都市からの観光客にしても、楽しめるようなことと、加えて子どもの遊び場だとか、そういうものも含めた一つの拠点にしていただくような形での、年間を通してこの佐久間ダムが有効活用できるような形での拠点ということを今後、要望して終わります。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑ありますか。

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

これもちょっと教えて欲しい部類なんですけれども、15ページに、右側に事業計画があります。平成28年から32年、この中で赤字になってきたのが1番上の方の小学校改修事業、1番下の社会教育バス更新事業、小学校の改修事業、あるいは社教のバスという意味だと思うんですけれども、これは、この年度間に、例えば社教のバスを更新するという事業をやるという意味なんですか。それとも、こういう事業が今まで対象になっていなかったのを対象にするということの意味なんですか。その辺を教えてください。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

社教バスにつきましては、導入してからかなりの年数が経過をしているという中で、今回、この過疎計画に更新について計画上載せまして、実施年度につきましては、今後の事業の中で検討して参りますが、今回、過疎地域自立促進計画に事業として載せたということでございます。

○議長（小藤田一幸）

6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

そうすると、この事業の中で社教バスを新たに、現在も相当、2・3日前も使わせてもらったのですが、マイクがないとか、非常に古い車になっているのですが、その車を更新しようということの意図があって、この場所に入ってきたと理解して良い訳ですね。例えば、小学校の修繕事業なんて言うのは、いつだってやらなければいけないですよ。必要になりましたらね。それが、新たに今回入ってきたということ等を考えると、ちょっと理解に苦しむ点があるんですけどもね。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

小学校の修繕事業については、30年度で予算化をいたしました小中学校のエアコンの整備の事業でございます。この財源として、過疎自立促進計画を見直しをいたしまして、過疎債の適応を受けることにより、一般財源を少なくして過疎債を受けることによりまして有利な起債を活用しようというものでございます。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がありましたらお願いします。

9番 伊藤茂明君。

○9番（伊藤茂明）

11ページの農業共済制度支援事業、これについて内容をお聞きしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

農業共済制度支援事業でございますが、計画の内容は、認定農業者、認定新規就農者へのリスク軽減のための共済金掛金の支援を目的としたものでございます。具体的には、家畜園芸施設共済への掛金などがございますが、こちらについては、過疎計画に計上はしてございますが、事業を実施する際に、財政支援が受けられるようにということで計画に載せたものでございます。

○議長（小藤田一幸）

9番 伊藤茂明君。

○9番（伊藤茂明）

認定農業者のみ対象ということになる訳ですね。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

議員からのご質問のとおりでございまして、認定農業者、また認定新規就農者でござ

います。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

日程第13 議案第12号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第12号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ1,088万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,883万6千円とするものでございます。

各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、4目企画費、11節消耗品費7万2千円は辰野町

友好都市30周年記念事業における記念植樹の費用でございます。

18ページをお願いいたします。

6目諸費、19節広域市町村圏事務組合負担金については、ごみ処理広域化推進費の減等により、負担金271万7千円が減額となっております。

19ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、19節千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、共通経費負担金115万円の減、28節後期高齢者医療特別会計繰出金は、軽減額の確定により保険基盤安定分等236万4千円を減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

5目介護保険費、28節介護保険特別会計繰出金は、介護給付費の増等により、523万8千円を増額するものでございます。

8目障害福祉費、20節重度心身障害者医療費等扶助447万6千円の減は、利用実績を見込んでの減額でございます。

9目障害者自立支援給付費、20節自立支援医療費783万7千円の減及び障害福祉サービス費1,101万2千円の増につきましても、利用実績を見込みまして増減するものでございます。

21ページをお願いいたします。

第2項児童福祉費、3目保育園費、7節賃金417万2千円の減とその下、賄材料費11万1千円の減は、入所児童数の減によるものでございます。

13節保育所管外委託361万円の増は、管外委託3名の増によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、3目環境衛生費、13節浄化槽維持管理委託123万6千円の減額は、谷田浄化槽維持管理委託について、複数年契約の入札を行なった結果、減額を行うものでございます。

19節家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金は、決算見込みで、新設2基、転換5基、転換補助5基となったことにより108万円の減額、住宅用省エネルギー設備補助金も、決算見込みで、太陽光2件、蓄電池2件となったことにより、57万1千円を減額するものでございます。

5目病院費、19節病院会計補助金3千万円の増額は、鋸南病院の指定管理者であります医療法人財団きさらぎ会の運営状況を加味いたしまして、指定管理者交付金を増額するため、病院会計の補助金の増額を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、13節鋸南町有害鳥獣対策協議会委託473万9千円の増額でございますが、主に有害獣の捕獲見込みの増によるも

のでございます。

19節農業次世代人材投資事業補助金150万円の減は、新規就農者に対する交付金でございますが、対象者1名の減によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、8節地域おこし協力隊報償182万6千円の減、13節地域おこし協力隊活動支援業務委託283万4千円の減は、今年度2名を7月からの採用予定でございましたが、9月から1名のみでの採用となったことによるものでございます。

19節鋸南町小企業等経営改善資金利子補給は、新規貸付者の増により44万9千円を増額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

3目観光費、15節観光案内看板設置工事93万5千円の減は設置個所の減によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

第9款教育費、第7項学校給食センター費、1目学校給食センター費、18節備品購入費191万9千円の減は、スチームコンベクション購入額の決定によるものでございます。

第11款公債費は、利率見直しなどによる町債償還額の決算見込により償還元金は56万3千円の増額、償還利子は125万9千円減額するものでございます。

12款諸支出金、第1項基金費でございますが、1目財政調整基金費は、運用益分で52万4千円を積立、これにより、平成30年度末の基金残高は、12億8,804万6千円の見込みでございます。

31ページをお願いいたします。

3目豊かなまちづくり基金費234万円の増は、寄付金の増額分と前年度に寄付を受け積立を行なえなかった分を積立するものでございます。平成30年度末の基金残高は、5,133万4千円の見込みでございます。

6目美術品取得積立基金費は、ご寄付いただきました12万円を積立するものでございます。

平成30年度末の基金残高は、467万8千円の見込みでございます。

続きまして歳入関係でございますが、11ページをお願いいたします。

第1款町税では、収入実績を見込み、町民税から町たばこ税まで合計で867万4千円の増額をするものでございますが、主な要因は、第1項町民税、2目の法人税及び第2項固定資産税、1目の増額を見込んだことによるものでございます。

第2款地方譲与税から12ページの第7款自動車取得税交付金では489万9千円の増額と見込みでしたが、国県からの財政情報による増減率を参考に算出いたしましたも

のでございます。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金、1目民生費負担金の保育料は、入所児童の減により222万4千円の減額を見込みました。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、3目商工使用料、2節元名採石場跡地使用料では、決算を見込み90万円の増額をするものでございます。

第13款国庫支出金から13及び14ページ、14款県支出金は各事業の実績、見込等による補正となっております。

15ページをお願いいたします。

第16款寄付金、第1項寄付金、1目豊かなまちづくり寄付金は、決算を見込んで150万円の増額をするものでございます。

2目教育費寄付金、社会教育費寄付金12万円は美術品取得基金へ積立いたします。

16ページをお願いいたします。

19款諸収入、3項、6目雑入のうち、後期高齢者医療給付費負担金返還金227万6千円は、前年度精算分でございます。

第20款町債は、6目教育費、8節公民館改修事業債290万円と7目民生費、1節老人福祉センター改修事業債620万円を新たに借り入れる予定でございます。また他の町債につきましては、事業費や補助金確定に伴い調整を行いまして、町債全体で20万円の増額をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

新たに、老人センター改修事業など3事業2,909万4千円の設定行い、また、小学校空調設備設置事業・中学校空調設備設置事業の2事業は、限度額を9,315万6千円に変更しようとするものでございます。

併せまして、5事業、1億2,225万円を平成31年度へ繰越して事業を実施していく見込みでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございますが、今回、追加をお願いいたしますのは、広報印刷製本業務委託でございます。平成31年度から町報を議会だよりと同様に印刷製本を外注にしていきたいと考えており、平成30年度中に準備を進め、平成31年度に契約を行う予定でございます。限度額は169万6千円でございます。

8ページをお願いいたします。

第4表は地方債補正でございます。

先ほど20款町債のところでご説明をいたしました、事業の追加及び決算見込みに併せて変更をしております。

32ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございますが、表の右下、45億4,789万5千円が平成30年度末の起債残高見込みとなります。

前年度と比較いたしまして、2億4,682万1千円の増額の見込みとなっております。

33ページから34ページは給与費明細書となりますので、ご参照お願いいたします。

以上で、議案第12号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）」の説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

ここで、暫時休憩し、11時20分から会議を再開いたします。

…………… 休 憩・午前11時10分 ……………
…………… 再 開・午前11時20分 ……………

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

29ページで、町民体育施設のプール関係のことですが、工事設計委託と工事管理委託が減額されています。工事は既に終了したということでしょうか。もし、終わったのであれば使用開始とか水泳教室の再開とか、そういうことについて説明していただければと思います。

○議長（小藤田一幸）

教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

今年度、プール機器の改修ということで、ボイラー・ろ過器・配管等の工事を現在、行っております。工事の方は順調に進んでおりまして、工事の方、年度内に終了する予定です。予定通りです。

プールの各教室の再開については、4月1日以降を予定しております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

新たにオープンするということですがけれども、単にそういう機器等の改修工事であって、他に何か新たに子ども達の興味を引くようなとか、そういう目玉的なことでの改修ではなかったのですね。

○議長（小藤田一幸）

教育課長 福原規生君。

○教育課長（福原規生）

今回の改修工事は、基本的には老朽化した機器の更新でございます。ただ、この工事の期間中プールの水を抜くことになりましたので、幼児プールに職員の手でですが、大きなジンベイザメの絵を描かしていただきました。あとイルカも2匹描いてあったかな、そのようにさせていただきました。

○議長（小藤田一幸）

2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

新たなリニューアルオープンということで、是非、町民に健康増進のために活用していただくよう色々な手立てをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑はありますか。

10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

12ページの歳入、使用料について伺います。

物産センター使用料マイナス23万、これは1店空いて、借り手がいないからだと思えますけれども詳しい説明をお願いします。

それと、その下の元名の採石場跡地の使用料、半年ほどでもうちちょっと行くかと思っただけですけれども、この金額ではどうしたものか、その説明をお願いします。

○議長（小藤田一幸）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

物産センターにつきましては、議員ご指摘のとおり現在、2店舗の部分が空いております。1店舗、狭い方の部分につきましては、この2月から新しい入居の方が決定をいたしまして、今、開店の準備をしておるところでございます。そして、大きな方の部分については、既に借り手の方はいたんですけれども、まだ開かれないという状況でござ

いまして、色々な資金繰りの関係等で県なり国なりの補助をいただきたいということで、今、やられているようでございます。

そして、元名の採石場の方ですけれども、現在までに利用の方が19件程ございました。そして、今後、4月以降になろうかと思いますが、大型の映画の撮影の方も企画をされておりまして、長期間、2ヶ月程度の間をずっと使いたいというようなお話もいただいているところでございます。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

物産センターの方ですけれども、今、説明のあったように何もしていない、借りて、収入があればそれで良いという、前に町長の発言をこの場じゃないですけれども聞いたことがあるんですけれども、もうかれこれ1年位になるんじゃないかね、借りてそのお金を払って、1番東側ですね、払って何もされないということは、町からどういうふう
に指導と言うか、指導できない借りているんだから、指導をする立場にあるかどうか分かりませんが、どのように思っているのですか。仮にも道の駅になっている、それで店が閉まっているというのは恥ずかしい話だと私は思うんですけれども、どのように考えているのか。

跡地ですけれども、確かに最低でも300万、年間あって、400万、700万で言った時があるけれども、それは詳しく確認はしていません。それだけあった所が、町になったらなんでそんなに減るのか。そのどういうふう
に思っているのか。お聞かせください。

○議長（小藤田一幸）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

物産センターの空き店舗につきましては、やはり印象が悪いと言いますか、そういった部分もありますので、借りている方に対しては、寂しい感じが出ないように、できるだけ全面に装飾なり、そういう工夫をしていただきたいということで、ずっとお願いはしてきているところでございます。そして、1日でも早く事業を決定して進めてもらいたいということで指導、お願い等をしておるところでございます。

採石場の方につきましては、なぜ利用がというところでございますが、一応、現在、町の方では、そちらで撮影等ができますよということで、町のホームページであったり、県のフィルムコミッションを通じての周知であったりという形で、やれることはやっておるつもりでございますけれども、何の要因があるのかは分からないですけれども、現在の状況になっているというような形でございます。

○議長（小藤田一幸）

3回目です。

10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

できるだけ物産センターは、あそこ道の駅になっていますので、閉まっている店がないような施策を取っていただきたいと思います。

もう一つの別件ですけれども、これは来年度の当初予算で200万計上しているのですが、審査委員会でまた、詳しい質疑をさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がございますか。

3番 笹生久男君。

○3番（笹生久男）

15ページですが、寄付金についてお聞きいたします。

1点目ですが、15ページの歳入ですが、決算を見込んで150万円の増という説明がありましたが、決算見込みといたしましてどの程度の額を考えておりますか。

2点目としまして、31ページの歳出になります。

平成30年度末での基金残高を先ほど5,133万4千円と見込むという説明でしたが、寄付金の使用目的には、分野別に5種類程あるという説明を受けました。これについて、どの目的に対するものが多くなっているのか。

2点についてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

豊かなまちづくり寄付金の30年度の収入見込みについては、1,400万を見込んでおります。まだ、3月末までの期間ございまして、まだ確定については先になりますけれども、12月時点の収入見込み等考慮いたしまして1,400万と見込んだところでございます。

また、それぞれの寄付金の充当についてでございますが、基金の残高について、第1号から第5号までということで項目別に基金の方は分けております。その基金残高については、30年度末の集計は終わっておりませんので、29年度末の実績で答弁をさせていただきますが、第1号の生活環境に対する寄付金としては629万8千円、第2号の生活基盤では451万円、第3号の保健福祉医療で1,739万9千円、第4号生涯学習で418万3,500円、第5号の産業ということで1,747万円でございます。

て、29年度末では4,986万551千円となっております。

また、充当先についてでございますが、平成30年度において寄付金を取り崩して行った事業につきましては、5事業でトータル528万4千円でございます。

佐久間ダムの維持管理事業(デッキの手すり修理、パーゴラ修理)、観光地美化事業(花いっぱい事業)、都市交流施設整備事業の直売所前の竹林の補修工事、幼稚園の管理事務局費といたしまして、幼稚園の遊具の設置工事、最後に公民館管理事業で図書として30万円、以上のような実績でございます。

○議長(小藤田一幸)

他に質疑がありましたらお願いします。

4番 渡邊信廣君。

○4番(渡邊信廣)

私の方は、17ページと24ページの関連する中で、商工費の中の地域おこし協力隊支援事業委託金ということで、今回1名分減額されました。これは、全協の時にも言いましたけれども、鋸南町の職員も少ない中で、特に有利な特交措置もあるということの中では、こういう地域おこし協力隊というものを鋸南町でもかなりこれからお世話になって、町を興していくことは、非常に重要ではないかなと思っておりますが、これから新年度予算の補助金は置いておいて、なぜこれを減額、もう1名の枠があるにも関わらず、再度。募集をしなかったのかどうか、これが一つ。

もう一つは、これから職員が少ない中で、我々も議会だより編集委員会の時に、今4名いらっしゃる地域おこし協力隊の方々と話し合いをさせていただきました。非常に良い内容の色々な意見をいただいたりとかしましたけれども、町として、今、この地域おこし協力隊の方々と、どんな関わり方で指導しているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長(小藤田一幸)

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長(増田光俊)

まず、地域おこし協力隊が今回、予定した人員よりも1名減になったという点につきましては、募集を行ったうちの特産品の開発担当ということで、募集をかけたところでございますが、残念ながら応募がございませんで、それにつきまして、再度の募集をかけたところでございますが、同じように特産品開発について、応募がなかったということございまして、現在4名の協力隊員の方に活動をしていただいているという現状でございます。今後については、またさらに内容の方を精査、検討していきまして、募集等も取り組むことについても検討して参りたいと思っております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

協力隊員との関わりということでございますけれども、現在2名の方が有害獣対策ということで、そちらの方に取り組んでいただいています。活動の仕方といたしましては、狩猟エコツアーであったり、その他の有害獣関係の色々な形の中で、職員と一緒に携わっていただいているという状況がございます。

新しい2名の方、1人の方は9月からの女性の方、そして12月からの男性の方等については、現在、観光関係を2人共やられているという形になろうかと思っておりますけれども、移住定住を含めてですね、そちらの方については、まだ日が浅いということで、まずは、地域のことを知ってもらう、そしてまた地域の方達との関わりを守ってもらうということで、色々な場面で職員と一緒にイベントであったり、会議であったり、色々な所に顔を出していただいて、まずは、その方達への協力を得られるように地域の方との顔つきを行っていているというような現状でございます。

○議長（小藤田一幸）

4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

1点目のことについては、分かりました。

2点目について、我々が見ていると、本当に一職員というような動きをしているように見える。そうした中で、先ほども言ったように、議会だよりの編集委員と話をした時に、4名の方々が一緒になって、それぞれの担当は違うかもしれないけれども、意見交換をした、非常に有意義だったと私たちは思っている中で、我々は1番思うことは、町の職員の方々の色々な町の考え方だとか、そういうものを知った上で地域の方々との交流というのも非常に重要ではないかと私は思っているんですね。したがって、町の方針に基づいた、これからの地域おこしのあり方というのも、ある意味では必要ではないかと思っていますので、そういうことをやったらどうかなと思いますけれども、その辺についていかがでしょうか。やってらっしゃるかもしれません。

○議長（小藤田一幸）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

議員おっしゃるように、町の意向等もある部分は伝えてございます。ただ、町の職員ということでの活動ではございませんので、自分たちのお持ちになっている色々な考え方、そういったものを活かしてもらうようなことで、その活かすにはどういったバックアップと言うんですかね、人にしてもそうですけれども、そういうのが必要なのかというものを一緒に考えながら、そういった人とつなげていくというような活動を進めて参

りたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

3回目です。

4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

いずれにしても、あくまでの協力隊だと思うんです。しかし、地域おこし協力隊の方々を見てみると、非常に有能な方がいらっしゃるって、我々が考えている以上のことを、発想として持っていらっしゃる方もいるので、これから町づくりについては、ああいう方は非常に貴重だと思います。がしかし、それはやっぱり町の中の考え方の中がどうやってこれから町が進んで行くという方向性のある程度、地域おこしの方々にも全体の構想も含めた、その辺をしっかりといただいた上で、これからはあくまで協力隊であろうかと思っておりますので、その辺もよく、これからの皆さんとのコミュニケーションを高めていただくことをお願いして、これ要望にしたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第14 議案第13号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第

4号)について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

[税務住民課長 平野幸男 登壇]

○税務住民課長（平野幸男）

議案第13号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、決算見込みを踏まえまして、歳入歳出の過不足の調整をお願いするもので、4,803万3千円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億4,762万7千円にしようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費及び、その下の欄、2項徴税費につきましては、決算を見据え、記載の項目に関し、不用額を減額するものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費の動向を勘案しまして、1,493万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

3目一般被保険者療養費につきましては、決算を見込み、増額補正をお願いするものでございます。

ただいま説明をいたしました1目及び3目につきましては、予算額の補正のほか、県支出金の増額補正に伴い、財源の補正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

上段、2項高額療養費、その下、3項高額介護合算療養費につきましては、充当財源の県支出金、繰入金の算定見込みに基づきまして、記載の目に関しまして、それぞれ財源の補正をしようとするものでございます。

その下、5項出産育児諸費、1目出産育児一時金につきましては、当初5件の見込みに対しまして、3件を見込みました。2件分、84万円を減額補正するものでございます。

その下、6項、1目葬祭費につきましては、当初25件の見込みに対しまして、20件を見込み、5件分、25万円を減額補正するものでございます。

次のページ、12ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分から3項介護納付金分までは、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の減額に伴い、財源の補正をお願いするものでございます。

その下、5款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費につきましては、受診実績等に基づきまして、合計で105万7千円を減額補正するものでございます。

次のページ、13ページ上段でございます。

2項保健事業費、2目疾病予防費につきましては、人間ドックの助成実績に基づきまして、15万円を減額補正するものでございます。

その下、3項特別総合保健事業費、1目施設管理費は、保健福祉総合センターの光熱水費の不足に伴いまして増額補正を行います。

2目保健指導事業費及び3目健康増進指導事業費は、決算を見据え不用額の減額補正を行います。

次ページ、14ページでございます。

6款基金積立金、1項、1目財政調整基金積立金4,999万9千円につきましては、地方財政法第7条の規定によりまして積み立てるべき、前年度繰越金9,607万7,863円の2分の1を超える額及び平成30年度中の基金運用収益の実績を合せまして、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

本補正後の基金残高は、1億7,127万8千円となる見込みでございます。

その下、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、説明欄に記載の2つの国負担金につきましては、平成29年度分の償還すべき額が確定しましたので、合せて1,184万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

その下、3項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、鋸南病院の施設運営分として、76万円を繰り出すもので、県支出金、特別交付金による補填を見込んでおります。

2目一般会計繰出金は、29年度分繰出金の精算に伴い、364万7千円を一般会計に返還するための補正でございます。

以上、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険料につきましては、被保険者数の減少、収納状況を踏まえまして、一般被保険者・退職被保険者等を合せまして、2,774万2千円を減額補正しようとするものでございます。

その下、3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は、保険給付費相当分が交付されます普通交付金で729万4千円、特別交付金は、説明欄に記載の3項目でございますが、それぞれの交付見込みによりまして、350万2千円の増額補正をしようとするものでございます。

次のページ、8ページの上段でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入は、財政調整基金の運用収益の実績に基づきまして、

増額補正をお願いいたします。

同じページの中段、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、それぞれ負担金等の額の確定及び歳出の執行状況を勘案しまして補正をお願いするものでございます。

その下、2項基金繰入金につきましては、歳入歳出の決算を見込んだ中で、基金を繰入れる必要がなくなりましたので、全額を減額するものでございます。

その下、6款繰越金7,008万円は、前年度繰越金の全額を予算計上するための増額補正でございます。

次のページ、9ページでございます。

7款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料につきまして、実績によりまして、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

その下、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故の被害者に対する保険会社からの賠償金の納入実績によりまして、1,372万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

5目特定健康診査費徴収金につきましては、特定検診受診者の個人負担分の徴収金でございます。実績によりまして、増額補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第15 議案第14号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

[税務住民課長 平野幸男 登壇]

○税務住民課長（平野幸男）

議案第14号「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、決算見込みを踏まえまして、歳入歳出それぞれ507万3千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億2,745万6千円にしようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定によりまして、526万円の減額補正をお願いするものでございます。

同じページの下段になりますが、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、被保険者の異動実績に伴い、57万円を減額しようとするものでございます。

2項繰入金につきましては、平成29年度の一般会計繰入金の精算によりまして、不用額76万7千円を返還するため、増額補正をするものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございます。

6ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、被保険者数の推移、それから収納状況等を踏まえまして、それぞれ、減額補正をお願いするものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、1目事務費繰入金は歳出の執行状況に基づき、2目保険基盤安定繰入金につきましては、負担金の額の確定に基づきまして、併せて236万4千円を減額補正しようとするものでございます。

3款繰越金246万9千円は、前年度繰越金の全額を予算計上するための増額補正で

ございます。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金につきましては、実績によりまして、57 万円を減額しようとするものでございます。

4 項受託事業収入につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合から事業委託されております検診事業費等の確定によりまして増額補正を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩し、13時30分から会議を再開いたします。

…………… 休 憩・午前 11 時 56 分 ……………
…………… 再 開・午後 1 時 30 分 ……………

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第16 議案第15号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第15号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ4,375万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億5,637万円にしようとするものでございます。

今回の補正は、主に決算見込みを踏まえ、保険給付費及び地域支援事業費等の増減をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費18万円の減額ですが、審査会委員報酬の決算を見込み補正をお願いするものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費1,467万3千円の増額ですが、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の利用者数が増加したことによるものでございます。

第2目地域密着型介護サービス給付費1,744万8千円の増額ですが、通所介護の利用者数が増加したことによるものでございます。

第3目施設介護サービス給付費991万2千円の増額ですが、介護老人保健施設への入所者数が増加したことによるものでございます。

第4目居宅介護福祉用具購入費12万4千円の増額ですが、1件当たりの購入額が増加したことによるものでございます。

第5目居宅介護住宅改修費100万円の減額ですが、住宅改修の申請件数等の減によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

第6目居宅介護サービス計画給付費200万円の減額ですが、サービス計画書の作成件数の減によるものでございます。

第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費から第4目介護予防サービス計画給付費までは、歳入の保険料等の補正に伴い、財源の補正をお願いするものでございます。

第3項その他諸費、第1目審査支払手数料は、介護サービス報酬の審査件数の増に伴い、12万5千円の増額をお願いするものでございます。

10ページの第4項高額介護サービス費、第1目高額介護サービス費でございますが、9ヶ月の実績及び当該実績を基に残り3ヶ月の支出を見込んで算出し、397万6千円の増額をお願いするものでございます。

第5項高額医療合算介護サービス費、第1目高額医療合算介護サービス費につきましては、歳入の保険料等の補正に伴い、財源の補正をお願いするものでございます。

第6項特定入所者介護サービス費、第1目特定入所者介護サービス費40万9千円の増額ですが、低所得の方の施設入所が増となったことに伴い、当該入所者の食費及び住居費の保険負担額が増となったことによるものでございます。

第2目特定入所者介護予防サービス費につきましては、歳入の保険料等の補正に伴い、財源の補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

第6款地域支援事業費、第1項介護予防、生活支援サービス事業費、第1目介護予防、生活支援サービス事業費102万5千円の増額ですが、要支援1及び2の認定を受けている方の日常生活支援、サービスの利用量が増加したことによるものでございます。

第2項一般介護予防事業費、第1目一般介護予防事業費につきましては、歳入の国庫・県支出金等の補正に伴い、財源の変更をお願いするものでございます。

第3項包括的支援事業、任意事業費、第3目任意事業費75万8千円の減額ですが、寝たきりの方へ紙オムツ、紙パンツ等を支給しておりますが、利用者数が減となったことによるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料536万4千円の増額ですが、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料並びに滞納繰越分保険料について、各々、決算を見込み計上いたしました。

第3款国庫支出金から7ページ中段第6款繰入金、第1項一般会計繰入金までは、決算を見込んだ歳出予算額に対しまして、それぞれの国、県、支払基金、町の負担分を計上させていただきました。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金971万3千円の増額につきましては、歳出に対する不足額を補うため、基金の取り崩しをお願いするものでございます。

なお、補正後の基金残高は、1,679万5千円となる見込みでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

8ページの2款保険給付費、そして介護サービス等の諸費の中の居宅介護から3目施設介護サービスということで、負担金がそれぞれ1,400万、1,700万、900万とこのように増額になっていますけれども、これは鋸南病院の方の療養型病床が、今回閉鎖になって、その影響があるかどうか。その辺について、お聞きしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

療養病床の閉鎖につきましては、2月からということで、現段階は、4月からとりあえず12月までの実績を基にしての、残りの3か月を見込んでの数値も含まれておりますので、現段階では、病院の療養型の休床に関しての影響はないと思っております。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第17 議案第16号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

[保健福祉課長 杉田和信 登壇]

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第16号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第4号）について」ご説明いたします。

2ページをお開き願います。

実施計画に基づきご説明申し上げます。

はじめに、収益的収入では、3,011万2千円を追加し、補正後の総額を8,429万4千円にしようとするものでございます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目その他医業収益の64万8千円の減額は、鋸南きさらぎ会からの文書料収入が減となる見込みによるものでございます。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金の3,076万円の増額は、鋸南病院の一般病床及び療養病床における入院患者数の減並びに外来患者数の減により、病院運営が著しく厳しい状況にあることから、鋸南きさらぎ会へ補助するため、一般会計からの補助金として、3千万円を計上するものでございます。

また、直営診療施設の運営費として国保調整交付金が交付されますので、国保会計からの補助金76万円を計上いたしました。

次に、収益的支出につきましては、3,090万8千円を追加し、補正後の総額を1億1,732万5千円にしようとするものでございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目指定管理者交付金の3,016万円の増額は、主に歳入における他会計補助金を「鋸南きさらぎ会」へ交付することをお願いするものでございます。

第2項医業外費用、第2目雑支出の74万8千円の増額は、仮払消費税を調整するためお願いするものでございます。なお、現金の伴わない費用でございます。

次に、資本的支出であります。38万9千円を減額し、補正後の総額を1,967万円にしようとするものでございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目有形固定資産購入費は、事業費確定により38万9千円の減額をお願いするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額670万8千円は、過年度分損益勘定留保資金でお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成30年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。平成30年度末における資金残高は、下段の960万2千円と見込んでおります。

4ページから7ページまでは、平成29年度の損益計算書及び貸借対照表、8ページ、9ページは、平成30年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

〔「賛成です」の声あり〕

反対討論はありますか。

ありませんか。

それでは、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

鋸南町にとって、鋸南病院はなくてはならないという町民の拠点の病院であることから、この一般会計から3千万円の補助金を拠出するということに関しては、賛成です。しかしながら、3千万というのは、町民の血税です。そして、私も議員として町民から選ばれてここに居る訳です。そして、血税から報酬をいただいている訳です。ですから、これを賛成するということは、大変な私達の責任があると思っています。ですので、その鋸南病院が、この3千万円を拠出するというので、これで終わる訳ではありませんけれども、本当にこれをきちんと受け止めていただいて、町民に愛され、信頼される町の病院として必ず建て直しをしていただくというきちんとした決意を要望して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

他に討論ございますか。

10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己）

私も賛成討論ですけれども、青木議員とは違った視点での賛成討論をいたします。

町営で国保鋸南病院を運営していた時代、どうしてもこのままやっていけないということで、色んなこと、町長も何度も病院の改革、改善を要望したと思います。それで最後には、私、全協でそんなもの潰してしまえというようなことを言ったことがあります。町で運営していたら、どうしても、そのままでしたら、2億以上つぎ込まないといけない状態でした。それで、ある大きい病院にもお願いに行ったはずです。その時に、クリニックなら受けるということで、他には受け手がないで今の院長がきさらぎ会を作ってやっていただいていること、ですから、私はこの金額、来年は7千万最初からですけれども、私個人としては、1億以下だったらやむを得ない金額かなと思っています。それが高い、安い個人で、それぞれの思いはあると思いますけれども、私は、ですので、今のきさらぎ会による病院の運営、それは、続けてもらいたく賛成といたします。ただし、これが院長、今の理事長、年齢も70程かと思っています。それで、いつまでもできるかどうか分かりません。今後、今の改革よりも違った経営、こういう話をすると頭が代わらないと駄目だと、とか言う人もいます。そういう視点から、違うやる気のある所が見つかれば、見つけるために努力をして欲しいと思って賛成討論といたします。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

他に討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

他に討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第18 議案第17号「平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

建設水道課長から議案の説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第17号「平成30年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

今補正予算は、事業の完了等、額の確定による補正をお願いするものであります。

それでは、予算書の3ページをお願いしたいと思います。

実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を61万9千円増額し、5億2,309万円にしようとするものであります。

内訳であります。第1項営業収益、第2目受託工事収益は、受託工事確定額により13万3千円を減額するものです。

第3目その他営業収益は、消火栓工事費確定によりまして、一般会計負担金78万8千円を増額するものであります。

第2項営業外収益、第3目県補助金は、補助金の確定によりまして、4万6千円減額し、9,695万4千円にしようとするものであります。

第4目他会計補助金は職員の扶養する児童出生による児童手当分8千円を増額するものであります。

第5目長期前受金戻入は、排水管布設替え工事によりまして、会計上におきまして、残存価格を収益化するために、2千円を増額するものです。

次に、支出では、第1款水道事業費を165万円増額し、4億7,066万7千円にしようとするものです。

内訳であります。第1項営業費用は事業費の決算を見込み、各科目を調整させていただき、20万8千円を減額し、4億3,110万9千円にしようとするものです。

第2項営業外費用、第1目支払利息は水道料金調定・会計システムの契約確定によりまして、予定支払利息59万2千円を減額するものです。

第2目消費税は、今補正予算により算出しまして、244万7千円の増額を見込んだものであります。

第4項特別損失として、本年度、水道料金不納欠損の消費税分の費用として3千円の増額を予定しております。

4ページをお願いしたいと思います。

資本的収入及び支出のうち、収入では第1款資本的収入を700万円減額し6,300万円にしようとするものです。

内訳は、第1項企業債を本年度建設工事費等の確定によりまして、減額するものであ

ります。

次に、支出では、第1款資本的支出を898万1千円減額し、2億1,819万2千円にしようとするものです。

内訳は、第1項建設改良費の事業費確定により調整し、減額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額、1億5,519万2千円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,447万1千円、当年度分消費税資本的収支調整額584万4千円及び当年度分損益勘定留保資金3,487万7千円で補てんをお願いするものです。

5ページをお願いします。

平成30年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、平成30年度末における資金残高は、最下段でございますが、3億6,996万1千円となる見込みでございます。

6ページは、職員の給与費の明細書で、7ページから10ページは、平成29年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表、11ページから13ページは平成30年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照願います。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第19 議案第18号「平成31年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

副町長 内田正司君。

〔副町長 内田正司 登壇〕

○副町長（内田正司）

議案第18号「平成31年度鋸南町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

当年度の予算編成方針につきましては、町長から提案理由において、述べさせていただきましたので、割愛させていただきます。

なお、本定例会において「予算審査特別委員会」が設置され、ご審議をいただくこととなりますので、私からは、主要な事項についてご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いします。

平成31年度鋸南町一般会計予算の総額は、38億9,907万3千円と決めました。前年度予算額37億3,362万2千円と比較いたしまして、1億6,545万1千円、率にいたしまして4.4%の増額となるものでございます。

増額となりました要因は、公債費、施設の改修整備、各事業への負担金及び補助金の増額等によるものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

29ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。19節負担金補助及び交付金中、総合事務組合負担金として特別職分662万7千円、一般職分1億256万1千円を計上いたしました。

一般職分につきましては、平成30年度まで各科目に計上してありましたが、今年度より総務費で一括計上することといたしました。

30ページの下段をお願いいたします。

13節委託料でございます。委託料中、長寿命化建物調査委託648万円をお願いいたしました。

昭和57年に建築されました役場本庁舎については、38年が経過し、空調設備をはじめ、施設全体が経年劣化により修繕を必要とする状況となっております。施設全体の調査を行うことによりまして、今後の改修について、無駄なく計画的に実施し、施設の長寿命化を図ることといたしたいと考えております。

31ページをお願いいたします。

4目企画費でございます。13節委託料中、ホームページ改修業務委託940万円を計上いたしました。

町ホームページにつきましては、縦覧しにくい等、様々な町民の皆様からのご意見をいただいておりますので、ニーズに合わせたホームページの改修を進めたいと思います。

同じく委託料中でございますが、都市交流施設保田小学校の周辺整備計画策定委託500万円、周囲の現況測量業務委託238万7千円、物件調査業務委託255万4千円を計上させていただきました。

これらの予算につきましては、旧鋸南幼稚園及びプール用地一帯の整備を推進するために、基本計画の策定や各調査を行っていくことで、より良い施設整備につなげて参りたいと考えております。

5目交通安全対策費でございます。11節需用費の消耗品費304万8千円をお願いいたしました。この304万8千円中、252万8千円につきましては、町内の防犯灯LED化に係る費用でございます。

平成31年から平成33年3カ年で防犯灯のLED化の推進をするものでございます。財源といたしまして、過疎債250万円を充当するものでございます。

6目諸費、19節でございます。広域市町村圏事務組合負担金2億2,241万1千円をお願いいたしました。前年度比で472万6千円の増となるものでございます。

33ページをお願いいたします。

9目地方創生推進交付金事業費、19節でございます。移住支援金400万円を計上いたしました。

東京圏からのUIJターンの促進、地方の担い手不足対策を目的として、要件を満たした移住者の方に、その移住費用等の補助を行うものでございます。

財源につきましては、国の補助金が2分の1、200万円、県補助金が4分の1、100万円を予定しております。

35ページをお願いいたします。

徴税費でございます。上から2項目です。固定資産現況確認ビューワ作成委託として292万6千円を計上いたしました。

固定資産税の現況を適正に把握し、公正な税負担を図るため、現況確認ビューワを作成し、これを基に平成32年度以降に、必要な評価要領の作成を目指すものでございます。

37ページから39ページにかけてでございますが、平成31年4月から7月に予定されております各選挙に係る事務費について、2目千葉県議会議員選挙費476万6千円、鋸南町長・鋸南町議会議員選挙費718万2千円、4目参議院議員選挙費902万4千円をそれぞれ計上いたしました。

41ページをお願いいたします。

民生費でございます。1目社会福祉総務費、28節繰出金でございます。国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比1,361万1千円減の8,580万円を計上いたしました。

減額の主な要因は、低所得者の保険料軽減等を目的とした保険基盤安定繰出金が減額となる見込みのためでございます。

42ページ中段でございます。

3目老人福祉費、19節でございます。千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度比1,066万2千円増の1億4,328万4千円を計上いたしました。

増額の主な要因は、医療諸費見込み額の増によるものでございます。

そのすぐ下になります。

28節繰出金でございます。後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比109万円増の4,014万1千円を計上いたしました。

増額の主な要因は、後期高齢者広域連合納付金の保険基盤安定分が増額となる見込みのためでございます。

44ページをお願いいたします。

5目介護保険費でございます。28節繰出金、介護保険特別会計繰出金につきましては、1億6,849万9千円を計上いたしました。前年度とほぼ同額となっております。

47ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。20節扶助費、子ども医療費扶助1,550万円を計上いたしました。

平成31年度から、町負担分の一部につきまして、450万円程でございますが、過疎対策事業債を充当する予定でございます。

53ページをお願いいたします。

3目の委託料でございます。災害廃棄物処理計画策定業務委託484万円をお願いいたしました。

大規模災害発生時の廃棄物処理のための計画を2カ年事業として策定をするものでございます。財源といたしましては、東日本大震災復興基金340万1千円を充当するものでございます。

53ページ中段でございます。

3目、19節一般廃棄物処理施設整備負担金でございます。757万4千円につきましては、南房総市に建設を予定しております、し尿処理施設に30年度に引き続き基本計画及び整備事業者選定業務や敷地造成実施設計等を行って参ります。

財源の一部といたしまして、過疎対策事業債180万円の充当を予定しております。

そのすぐ下でございます。

広域廃棄物処理施設整備事業負担金 1, 136万6千円につきましては、安房、君津地区の6市1町での広域ごみ処理事業に伴う負担金でございます。

54ページをお願いいたします。

5目病院費でございます。病院会計補助金7,225万円、24節病院会計出資金1,311万5千円をお願いするものでございます。

平成30年度の補正予算におきましては、病院会計への繰出3千万円について議決をいただきありがとうございました。また、その採決にあたりましての討論でご意見をいただきました。十分踏まえまして、鋸南きさらぎ会と町と経営改善に向けての取り組み、そして町民の皆様に安心、安全な医療が、引き続き提供できますように努めて参りたいと思います。

55ページをお願いいたします。

55ページの上段でございます。鋸南地区環境衛生組合分担金は1億4,581万8千円を計上いたしました。

前年度と比較いたしまして、1331万1千円の増額となっております。

増額の主な要因は、し尿処理業務委託や塵芥処理補修費の増によるものでございます。中段でございます。

水道費でございます。19節負担金補助及び交付金、水道会計補助金1億87万6千円でございます。

補助金の内訳でございますが、高料金対策繰出分が1億円、水道事業会計職員の児童手当費繰出分が87万6千円となっております。

57ページをお願いいたします。

5款農林水産業費でございます。3目農業振興費でございますが、3目の中には、有害対策中に代わります費用が含まれておりますが、各費目の合計で4,407万1千円を計上しております。有害獣対策に係る経費は、前年度と比較いたしまして841万円の増となっております。

経費増の主な理由でございますが、13節委託料鋸南町有害鳥獣対策協議会委託1,475万8千円、前年度と比較いたしまして406万3千円の増となっております。これは、有害獣の捕獲頭数の増加によるものでございます。

58ページになりますが、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金451万7千円を計上いたしました。

この事業につきましては、前年度は6月補正で計上いたしましたために、当初予算で増額の要因となったものでございます。

58ページの同じく、19節負担金補助及び交付金の中の、上から4段目でございます。中山間地域等直接支払事業交付金でございます。中山間地域において、集落と5年間の協定を結び、水田の維持管理に対する助成を行う制度でございます。平成31年度

は第4期対策の最終年度となっております。前年度と同額の1,305万7千円を計上いたしました。

60ページをお願いいたします。

1目林業振興費でございます。15節工事請負費、林道補修工事172万円につきましては、今年度に引き続きまして、5カ年で補修工事を予定しておりますが、嶺岡林道に係ります整備工事でございます。

62ページをお願いいたします。

水産業費関係でございます。4目漁港建設費（勝山漁港）でございます。19節負担金補助及び交付金中、農山漁村地域整備交付金事業負担金1,250万円を計上いたしました。

県営勝山漁港の沖北防波堤約30mの設置工事を行う計画でございます。整備事業費1億円のうち、町と勝山漁協の地元負担分を計上しております。負担割合は町8.75%、875万円、勝山漁協3.75%、375万円となっております。

なお、町負担額875万円のうち780万円につきましては、公共事業等起債を充当する予定でございます。

そのすぐ下でございます。

同じく漁港建設費（保田漁港）分でございます。13節委託料といたしまして1,458万円を計上いたしました。

事業の内容につきましては、吉浜南防波堤に係る調査測量業務648万円、及び設計業務810万円となっております。

事業に係る費用の負担割合は、国と町がそれぞれ50%ずつとなっております。

なお、財源といたしまして、水産物供給基盤機能保全事業補助金729万円と町負担分につきましては、650万円について、公共事業等起債を充当する予定でございます。

64ページをお願いいたします。

商工費でございますが、3目、15節、中ほどでございます。工事請負費といたしまして、観光トイレ設置工事429万9千円をお願いいたしました。

佐久間ダム周辺の観光・ハイキング等のお客様に、快適で利用しやすい環境を整えることで、さらなる観光の推進を図るものでございます。トイレの建設にあたりまして、財源につきましては、県補助金が3分の2、286万5千円、残りの143万4千円につきましては、豊かなまちづくり基金を繰入し、事業を実施するものでございます。

67ページをお願いいたします。

19節でございます。下から2段目、住宅取得奨励金750万円、国から補助金45%、337万5千円の補助を受け、町負担額は412万5千円となりますが、過疎地域自立促進特別事業基金を取り崩して、全額充当するものでございます。

その下の、リフォーム補助金につきましては、前年度の当初予算と比較いたしまして、

200万円増額し、500万円をお願いいたしました。

平成31年度も引き続き、多くの利用が考えられることから、当初から500万円の計上をお願いするものでございますが、財源につきましては、国の補助金45%、225万円と、過疎対策特別事業債、過疎債275万円を充当し、事業を実施するものでございます。

68ページをお願いいたします。

2目の道路維持費でございます。13節委託料で、橋梁補修設計委託1,100万円、廃棄物処理業務委託150万円、これは、PCBの処理費でございます。及び15節の工事請負費、橋梁補修工事5,150万円をお願いいたしました。

橋梁補修設計につきましては、赤伏橋、大橋の橋梁補修工事の設計を委託する予定でございます。

橋梁補修工事につきましては、既に設計が終了しております荒田橋、木下橋、御堂下橋の補修工事を実施するものでございます。

道路橋梁長寿命化修繕事業の事業費6,400万円の財源につきましては、国の防災安全社会資本整備交付金3,589万7千円と町負担分2,810万3千円となりますが、町負担分のうち2,060万円につきましては、公共事業債を充当する予定でございます。

71ページをお願いいたします。

2目の消防費、18節でございます。デジタル戸別受信機5,601万1千円でございます。30年度に引き続き、町内各ご家庭に戸別受信機を配布するものでございます。

平成31年度は、1,100台の購入及び配布を予定しております。この財源につきましては、緊急防災減災事業債5,600万円を充当するものでございます。

78ページをお願いいたします。

9款の教育費関係でございます。1目の学校管理費、13節委託料でございます。

78ページ、委託料の1番下段でございますが、鋸南中学校グラウンドの整備工事費に係る予算といたしまして、設計業務委託216万円とグラウンド整備工事費3,924万8千円を計上致しました。

財源につきましては、過疎対策事業債4,140万円を充当する予定でございます。また、13節の武道場の吊天井撤去工事設計業務委託36万6千円及び15節工事請負費でございます。武道場の吊天井撤去工事178万5千円をお願いしてございます。

83ページをお願いいたします。

委託料、下から2段目でございます。公民館の関係でございます。公民館の正面玄関改修設計委託64万8千円、及び15節工事請負費、正面玄関改修工事費726万をお願いいたしました。

財源につきましては、過疎対策事業債790万円の充当を予定しております。

また、13節の1番下でございますが、長寿命化建物調査委託453万6千円をお願いしております。本庁舎と同様、中央公民館につきましても、建設されてからかなりの年数が経っておりますので、調査・設計を行うことによりまして、今後の建物整備の計画に計画的に進める予定でございます。

84ページでございます。

3目の民俗資料館費でございます。13節委託料、1番下の段になります。空調設備等改修工事監理業務委託費79万2千円、及び次ページになります。

85ページでございます。

15節の工事請負費で、空調設備等改修工事3,924万8千円をお願いいたしました。財源につきましては、過疎債4千万円の充当を予定しております。

なお、工事につきましては、8月から実施をする予定でございますが、工事期間中8月から4か月程度資料館を閉館しての工事となりますので、よろしくご理解の方をお願いいたします

89ページをお願いいたします。

7項の学校給食センター費でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。

学校給食費補助金2,163万6千円をお願いいたしました。町内の幼稚園、小中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒を持つ町内に在住する保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実及び子育て支援に寄与するための予算でございます。

この補助金によりまして、給食費は実質無償化となります。なお財源につきましては、過疎地域自立促進特別事業債2,160万円を充当するものでございます。

90ページをお願いいたします。

11款の公債費でございます。元金と利息を合わせた今年度の額は、5億8,064万7千円を予定しております。前年度と比較いたしまして、4,489万9千円の増額となっております。

増額となった主な理由でございますが、平成28年度の臨時財政対策債、また都市交流施設整備事業に伴う償還が始まったことによりまして、元金において前年度比で5,597万4千円の増額となるものでございます。また、利子につきましては、前年度より1,107万5千円減額と見込んでおります。

91ページをお願いいたします。

諸支出金の基金費でございます。6目の森林環境譲与税基金費につきましては、積立金82万4千円を計上いたしました。議案第1号で基金条例の可決をいただきましたことにより、基金への積立をお願いするものでございます。なお、この財源につきましては、歳入でも新設科目となりますが、国の森林環境譲与税を充当する予定でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

1 款の町税でございます。町税の総額は、7 億 1, 8 8 9 万 5 千円で、前年度比 1, 1 1 2 万 3 千円、1. 5 %の減と見込みました。減額となった主な要因は、町たばこ税の減収及び個人住民税の所得割の減少を見込んだことによるものでございます。

1 4 ページをお願いいたします。

2 款の地方譲与税から 1 5 ページの 9 款地方特例交付金につきましては、県の試算を踏まえ交付見込額を計上したものでございます。合計で 1 億 7, 6 2 2 万 7 千円を予定いたしました。

前年度と比較いたしまして、1, 1 1 7 万 4 千円、6. 0 %の減額となる見込みでございます。

減額の主な要因でございますが、地方消費税交付金を前年度比で 7 8 0 万円減、自動車取得税交付金を同じく 4 4 0 万円減と見込んだためでございます。

なお、本年 1 0 月から自動車取得税が廃止されることに伴いまして、国の交付金として新たに 8 款でございます。環境性能割交付金を新設いたしました。

予算額につきましては、現在のところ交付額と情報が十分でございませんので、科目の計上のみとさせていただきます。

1 5 ページの 1 0 款地方交付税でございます。地方交付税につきましては、前年比 4. 1 %増の 1 7 億 3, 5 0 0 万円を計上いたしました。その内訳でございますが、普通交付税は、1 6 億 3, 5 0 0 万円を予定しております。3 1 年度の国の交付税総額が前年度比 1. 1 %増の見込みが示されたこと、また過去の実績等を踏まえ、前年度より増額で予算の計上をするものでございます。

また、特別交付税につきましては、平成 3 0 年度に比較いたしまして 1 千万円増額、1 億円を計上いたしました。特別交付税につきましても、資産の見込みや従来の決算額等から 1 千万円の増額をお願いするものでございます。

1 7 ページの下段の国庫支出金から 2 2 ページ上段までの 1 5 款県支出金につきましては、各事業の特定財源でありますので、予算審査特別委員会におきまして各課より説明をさせていただきたいと思っております。

2 2 ページの 1 7 款寄付金でございます。豊かなまちづくり寄付金につきましては、1, 2 0 0 万円を予定いたしました。なお、1, 2 0 0 万円につきましては、同額を歳出の基金費において、豊かなまちづくり基金へ積立をするものでございます。

2 3 ページをお願いいたします。

1 8 款の繰入金、2 項基金繰入金であります。3 目の過疎地域自立促進特別事業基金繰入金は 4 1 2 万 5 千円を計上し、歳出でご説明を申し上げました土木費の住宅取得奨励金交付事業に充当いたします。

4 目の東日本大震災復興基金繰入金は、4 3 7 万 7 千円を計上し、歳出でご説明を申し上げました衛生費の災害廃棄物処理計画策定業委託他、消防費の防災備蓄費及び小学

校費・中学校費・幼稚園費の防災備品購入費に充当するものでございます。

また、5目の豊かなまちづくり基金繰入金につきましては、佐久間ダム周辺整備事業、観光トイレ設置工事他、公民館図書室の図書、海洋センターの備品購入費等に充当させていただきたいと考えております。

24ページでございます。

20款諸収入、3項雑入でございます。中ほどにございます医療財団負担金2,586万5千円につきましては、県からの派遣されております医師、自治医大の医師につきまして、鋸南病院で勤務しております2名分の負担金でございます。

25ページをお願いいたします。

21款町債でございます。平成31年度の町債の合計は、前年度比2,320万円減の3億2,210万円を予定いたしました。

1目の臨時財政対策債につきましては、前年度比2,700万円減の9,100万円を予定しております。

3目の過疎地域自立促進特別事業債、過疎債でございますが、歳出でご説明申し上げました学校給食費補助金、防犯灯LED化事業他、8事業のソフト部分に充当するものでございます。

過疎計画につきましては、先ほどの議案の中で承認をいただきました。過疎計画の変更につきまして、充当事業の増加によりまして、前年度より1,810万円の増となっております。その他の町債につきましては、歳出で説明をさせていただいた事業へ充当するものでございます。

23ページにお戻りいただきたいと思います。

平成31年度の歳入歳出の概要を申し上げて参りましたが、19款の繰越金につきましては、前年度と同額の1億円とし、なお不足する財源を18款繰入金、1目の財政調整基金繰入金2億2,660万6千円を補てんすることといたしました。

財政調整基金につきましては、当初予算での基金取り崩し後の残高は、10億6,144万1千円となる予定でございます。

最後に、人件費関係でございますが、条例の可決をいただきました管理職の本給1%の削減、また特別職の給料につきましても、引き続き削減をした額で計上をさせていただいております。

8ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。記載の表にございます通り、4つの事業につきまして債務負担行為をお願いするものでございます。

また、9ページにつきましては、地方債の一覧表でございます。

11の事業につきまして、地方債の充当を予定しているところでございます。

94ページをお願いいたします。

94ページにつきましては、地方債の残高見込みに関する調書でございます。右下、1番下の段になります。平成31年度末の地方債の残高の見込みは、43億2,440万7千円となる見込みでございます。

また、95ページからは給与費の明細書でございます。後ほど参考にご覧いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

副町長から、議案の説明が終わりました。

これより、平成31年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑に対する答弁については、この後付託予定となる、予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分については、特別委員会において、慎重に審議を行っていただきたいと思っております。

それでは、予算編成方針等、予算全般に関わることで総括質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

ございますか。

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号「平成31年度鋸南町一般会計予算について」は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号「平成31年度鋸南町一般会計予算について」は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、休憩中に予算審査特別委員会を開催願ひ、委員長・副委員長の互選をお願いしたいと思います。

議員各位は委員会室にお集まりください。

暫時休憩をいたします。

…………… 休 憩・午後 2時36分 ……………
…………… 再 開・午後 3時00分 ……………

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に伊藤茂明君、副委員長に田久保浩通君が選任されましたので、報告いたします。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第20 議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」ご説明いたします。

国民健康保険を取り巻く情勢は、医療技術等の高度化、生活習慣病の増加などに起因しまして、医療費の増加が続いている一方、少子高齢化に伴い、被保険者数の減少が進み、一人あたりの医療費は増加の傾向にあります。

平成30年度から、市町村国保の財政上の構造的な問題を解決するとして、都道府県が財政運営の責任主体となり、国の財政支援の拡充など、新たな国保制度が始まりました。新制度の導入によりまして、本町の国民健康保険料は大幅な引き下げとなり、被保険者の負担軽減を図ることができました。

新年度においても、被保険者の健康増進と疾病予防のため、より積極的に特定健診等の保健事業に取り組み、医療費の適正化、保険料の抑制、被保険者の負担軽減を実現して参りたいと考えております。

なお、予算の編成にあたっては、国からの通知や県が示す納付金等の額を参考としつつ、地域の実情、過去の実績等を勘案した中で、より適切な額の計上に努めました。

予算の規模は、前年度と比較して3.1%の減少で、被保険者数の減少によりまして、予算の規模も縮小となっております。なお、保険料率につきましては、本算定におきま

して、改めて精査をして参りたいと思っております。

それでは、予算内容をご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ11億5,769万8千円にしようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお願いいたします。

1 款総務費につきましては、国保事業に必要な事務的経費を計上しております。1 目一般管理費につきましては、前年度当初と比較し、220万4千円の減額で、13節委託料において、前年度、広域化に伴い計上しておりました情報集約システム情報連携端末導入委託の費用が減額となったことが主な要因でございます。

11 ページ下段から、12 ページにかけて、2 款保険給付費、1 項療養諸費につきましては、合計で7億3,275万円を計上いたしました。前年度と比較し、3.8%の減でございます。30年度の決算見込額を参考として計上をさせていただきました。

同じページの下段、2 項高額療養費につきましては、合計で1億1,200万円を計上いたしました。前年度と比較し、3.4%の減、同じく、平成30年度の決算見込額を参考に計上をさせていただいたところでございます。

14 ページ、中段をお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い、運営主体である県に納めるべき納付金を計上しております。1 項医療給付費分につきましては、合計で1億7,599万2千円、同じページ下段、2 項後期高齢者支援金等分につきましては、6,568万6千円、次のページ、3 項介護納付金分につきましては、1,745万4千円で、県からの通知に基づき計上をいたしました。

同じページの下段、5 款保健事業費、1 目特定健康診査等事業費は、前年度と比較して48.5%の増、1,161万4千円を計上しました。

特定検診に係る委託料等が主なものでございますが、13節委託料中、特定健診受診率向上事業業務委託281万6千円は、受診率向上のため、人工知能を活用して受診勧奨を行おうとするもので、前年度から増額となった要因でございます。

次のページ、16 ページから18 ページ上段にかけての3 項特別総合保健事業費につきましては、各目をあわせて、1,790万2千円を計上いたしました。

保健福祉総合センター「すこやか」の維持管理費と職員2名分の人件費及び保健指導等の事業費でございます。前年度と比較し、80万4千円の減額計上となりました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますが、7 ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険料につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納

付金分、それぞれに、県に納めるべき国民健康保険事業費納付金の額に、保健事業等に要する費用を加え、保険料賦課総額を見込み計上いたしました。

一般被保険者、退職被保険者等を併せまして、1億8,510万1千円を計上いたしました。前年度と比較して、13.8%の減でございます。

同じページの下段から、8ページ上段にかけての3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金につきましては、1節普通交付金8億3,341万8千円は、当該年度に支出する保険給付費に充当するため、そして2節特別交付金、2,767万1千円は、それぞれ説明欄に記載した項目につきましては、県から交付されるもので、通知等に基づき計上をさせていただきました。

同じページの中段、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、前年度と比較して13.7%の減、8,580万円を計上いたしました。

1節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分ですが、低所得者の保険料軽減分として、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、一般会計から繰入れをしようとするものでございます。

2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県と町が各々4分の1を負担するもので、一般会計から繰入れをしようとするものでございます。

3節出産育児一時金繰入金は、1人あたり42万円、3人分の見込みに対し、町が3分の2を負担するもので84万円を計上いたしました。

4節その他一般会計繰入金につきましては、保健福祉総合センターの施設管理分を繰入れるものでございます。施設管理費及び健康増進指導事業費の減少により、前年度と比較して80万4千円の減額となりました。

5節財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため、繰り入れるもので、前年度と比較し、2.5%の増、1,447万8千円を見込み計上いたしました。

6節一般会計事務費等繰入金は、国保会計事務経費分として繰入れるもので、前年度と比較して、16.7%の減、1,220万円を計上いたしました。平成30年度の事務経費の執行状況を精査いたしまして、歳出の削減を行ったことにより、繰入金の減額計上となりました。

その下、6款繰越金につきましては、現時点で見込める額として、前年度と同額の2,500万円を計上いたしました。

次のページ、9ページ中段、7款諸収入、2項雑入、5目特定健康診査費徴収金につきましては、受診率向上を目的といたしまして、基本診査に係る徴収金を減額することから、前年度と比較して30万円の減額となったものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

議案の説明が終わりました。

これより、平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第21 議案第20号「平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第20号「平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明いたします。

予算編成の基本的な事項でございますが、本特別会計は、保険料と保険料軽減分に対する基盤安定繰入金の歳入と、一方の歳出は、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と、後期高齢者検診に要する費用等でございます。

広域連合からの通知等を精査し、適切な額の計上に努めております。

それでは、1ページをお願いいたします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,474万円にしようとするものであります。前年度当初予算と比較しますと、1.7%の増となります。

それでは、歳出をご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、後期高齢者医療保険事業に必要な事務的経費で、前年度と比較し69万円の増、195万円を計上いたしました。

増となった要因は、13節委託料中、データ連携用ファイアウォール設置保守委託70万1千円の新規計上でございます。後期高齢者医療広域連合のシステム端末と、町の基幹系システムの端末をデータ連携するための費用でございます。

2項徴収費につきましては、保険料の徴収に関する経費や本算定に伴う、算定処理委託料が主なもので、87万9千円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度と比較し99万2千円の増、1億2,787万3千円を計上いたしました。

被保険者数の増加に伴い、保険料分、基盤安定分、ともに増額計上となりました。

次ページ、9ページをお願いします。

3款、1項、1目保健事業費228万4千円につきましては、広域連合が実施する保健事業を受託して行うもので、保健福祉課との連携によりまして、実施する総合検診の健康診査等が主な費用でございます。

2目疾病予防費65万円は、人間ドック助成金で、受診者13人分を見込みました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、6ページ、歳入のご説明を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、総額9,068万円を計上いたしました。前年度と比較し、0.8%の増でございます。

保険料率は前年度と変わりませんので、被保険者数の増加が主な要因となります。

その下、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金及び、保険料軽減額に対する補填分であります2目保険基盤安定繰入金につきましては、合せて、4,014万1千円を計上いたしました。前年度と比較し、2.8%の増額でございます。

一番下になります、4款諸収入、4項受託事業収入281万3千円につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による検診事業分が主なものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

議案の説明が終わりました。

これより、平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて

て総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第20号「平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思いません。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号「平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第22 議案第21号「平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第21号「平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について」ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成31年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億4,910万6千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、2,125万9千円、1.7%の増となるものでございます。

本予算につきましては、平成30年度実績を考慮して、編成させていただいております。

はじめに歳出からご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費は、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。第2項賦課徴収費につきましては、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。第3項介護認定審査会費は、第1目介護認定審査会費の認定審査委員10名による隔週ごとに実施する審査会の委員報酬及び、11ページをお願いいたします。第2目認定調査費の役務費における各医療機関等の医師が作成する意見書に対する作成料が主なものでございます。

11ページ下段から14ページまでの第2款保険給付費関係につきましては、平成30年度実績を考慮して、個々の給付見込額を編成させていただいております。

11ページ下段の第1項介護サービス等諸費における第1目居宅介護サービス給付費から12ページの第6目居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1から要介護5までのいずれかの介護度に認定された方の訪問介護、通所介護、施設介護等の介護サービスに対する給付で、総額10億8,836万5千円を予定しております。

前年度と比較いたしまして、1,689万7千円、1.6%の増となっております。

12ページ下段から13ページ中段までの第2項介護予防サービス等諸費における第1目介護予防サービス給付費から第4目介護予防サービス計画給付費までは、要支援1、2に認定された方の介護サービスに対する給付で、総額887万1千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、140万円、18.7%の増となっております。

第3項その他諸費は、介護給付費の審査を行っている国保連合会への手数料でありまして、90万9千円を予定いたしました。

第4項高額介護サービス費は、1ヶ月に支払った介護サービスの利用負担額が、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給するものでありまして、総額2,653万2千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、273万7千円、11.5%の増となっております。

第5項高額医療合算介護サービス費は、世帯における1年間の医療費及び介護サービスの利用負担額の合計が著しく高額となり、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給するものでありまして、総額345万8千円を予定いたしました。

第6項特定入所者介護サービス費であります。介護施設に入所されている方の食費や居住費の負担額は、課税状況等に応じて決められております。当該サービス費は、利用している低所得の方の食費や居住費に対する本人負担を軽減するための給付費として、総額5,452万4千円を予定しております。

16ページをお願いいたします。

第6款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防サービス給付費から移行した訪問介護及び通所介護と訪問、通所の計画策定に係るサービスに対する給付でありまして、総額1,515万1千円を予定いたしました。

第2項一般介護予防事業費は、要介護状態等にならないための事業を実施する費用で、1,553万6千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、665万9千円の増となっております。

増額の理由は、補助限度額の調整により、次ページ、第3項の包括的支援事業・任意事業費から職員1名分の人件費を移行したことによるものでございます。

17ページ下段をお願いいたします。

第3項包括的支援事業・任意事業費は、高齢者からの各種相談や各事業所への指導・助言、また、ケアプラン作成に関する相談、支援をするための費用として、職員2名分の人件費を含む事業費であります。

19ページ中段をお願いいたします。

総額で、2,258万8千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、697万円の減となっております。

第7款予備費、第1項予備費は、新たに科目を設定し、50万円をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料は、第7期介護保険計画の策定に基づき算出された保険料を各段階の被保険者見込数に乗じた額の合算等によりまして、総額2億4,947万4千円を予定いたしました。

前年度と比較いたしまして、647万4千円、2.7%の増となっております。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金の2億992万1千円は、保険給付費の居宅サービス給付費に対して20%、施設サービス給付費に対しましては、15%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金の9,461万2千円は、保険給付費に対しまして8%の補助率を見込み計上しております。

第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の779万6千円は、地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費の費用に対して、補助率25%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の833万7千円は、地域支援事業費における包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率38.5%を乗じて算出された額を計上しております。

第4目保険者機能強化推進交付金は、地域支援事業費における自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議及び研修会並びに介護人材の取り組みに対する交付金で、科目設定をお願いするものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金の3億1,

931万7千円は、第2号被保険者の保険料分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費に対して負担率27%を乗じて算出された額を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

第2目地域支援事業支援交付金の842万円は、地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費の費用に対して、負担率27%を乗じて算出された額を計上しております。

第5款県支出金、第1項県負担金の1億7,444万2千円は、保険給付費の居宅サービス給付費に対して12.5%、施設サービス給付費に対しましては、17.5%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。

第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の389万8千円は、地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された額を計上しております。

第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の416万8千円は、地域支援事業費における包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額を計上しております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金の1億4,783万2千円は、保険給付費に対して負担率12.5%を乗じて算出された額を計上しております。

第2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の389万8千円は、地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の510万円は、地域支援事業費における包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額を計上しております。

第4目その他一般会計繰入金の1,166万7千円は、事務費に係る町一般会計からの繰入金でございます。

第5目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、第1段階の低所得者に対して、特例の軽減措置を行った際の介護保険料の差額分を繰り入れる制度が、消費税の引上げに伴い、廃止される見込みであることから、計上はしておりません。

9ページをお願いいたします。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金は、21万6千円を基金から取り崩そうとするものでございます。これにより、当初予算編成後の基金残高は、1,657万9千円となる見込みでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

議案の説明がありました。

これより、平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第21号「平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について」予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号「平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第23 議案第22号「平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第22号「平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」ご説明申し上げます。

予算書の2ページをお開き願います。

実施計画に基づき、ご説明いたします。

はじめに、収益的収入でございますが、第1款病院事業収益は、7,901万7千円

を予定いたしました。

第1項医業収益、第1目その他医業収益は、指定管理者が収受した診断書料等の文書料であり、259万2千円を予定いたしました。

第2項医業外収益、第1目他会計負担金88万円は、国が定める繰出基準に基づく、企業債元利償還に係る一般会計からの負担金であります。

第2目他会計補助金は、指定管理者への交付金及び経費等に充当するための一般会計からの補助金で、7,137万円を予定いたしました。

前年度の鋸南病院において、入院収益等が著しい減となる見込みから指定管理者への交付金の増額を願います。

第3目長期前受金戻入317万5千円は、規定に基づき、有形固定資産の取得の際に受けた国や県の補助金を減価償却し、現金の伴わない収益として計上するものでございます。

第4目その他医業外収益100万円は、病院施設等の使用に係る指定管理者からの負担金でございます。

次に収益的支出でございますが、第1款病院事業費用は、1億559万5千円を予定いたしました。

第1項医業費用、第1目経費は、修繕費等の運営経費として211万9千円を予定いたしました。

第2目減価償却費は2,975万3千円を、第3目指定管理者交付金は、指定管理者である「医療法人財団鋸南きさらぎ会」へ支出するもので、病院の運営費7千万円と収入しました文書料から消費税を除いた240万円の計7,240万円を予定しております。

第2項医業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建物及び医療機器に係る借受けた企業債の償還利息132万3千円を予定いたしました。

3ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入は、1,311万5千円を予定いたしました。借受けた企業債の元金償還にあたり、一般会計から出資金として受け入れるものでございます。

次に資本的支出でございますが、第1款資本的支出は、収入と同額の1,311万5千円を予定いたしました。建物及び医療機器に係る借受けた企業債の元金償還をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

平成31年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、年度末の現金預金残高は、下段の948万5千円と見込んでおります。

5ページから7ページまでは、平成30年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、

8ページ、9ページは、平成31年度の予定貸借対照表でございます。後ほど、ご参照
いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

議案の説明が終わりました。

これより平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に係ることについて総括質疑
を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案22号「平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計
予算について」予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思いを
ます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号「平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」は、予
算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（小藤田一幸）

日程第24 議案23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題と
いたします。

建設水道課長より、議案の重点説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」ご説明いたします。

予算書1ページ及び別添の予算説明書を併せてご覧願います。

第2条業務の予定量ですが、給水戸数3,620戸・5,577栓、給水人口7,6

24人を予定し、年間総給水量を、107万9千 m^3 、1日平均給水量を、2,948 m^3 、1日平均1人当たり給水量を3870といたしました。

給水戸数、年間総給水量等は、平成31年1月末までの実績を基に推計させていただきました。

第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましては、3ページから5ページの実施計画によりまして、ご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収益的収入でございますが、第1款水道事業収益の総額を5億1,385万6千円と決めました。第1項営業収益を2億7,464万9千円とし、主な収益といたしまして、第1目給水収益で2億7,050万3千円を予定いたしました。

第2項営業外収益では、2億3,920万7千円を予定いたしました。

主な収益といたしまして、第3目県補助金は市町村水道総合対策補助金分として、9,600万円を、第4目他会計補助金では、一般会計より、市町村水道総合対策補助金分として、1億円及び、児童手当分として、87万6千円を予定いたしました。

また、第5目長期前受金戻入は現金の伴わない収益ですが、4,115万2千円を予定いたしました。

4ページをお願いいたします。

収益的支出でございますが、第1款水道事業費の総額を4億7,450万3千円と決めました。

第1項営業費用は、4億4,047万2千円を予定いたしました。主な支出としまして、職員給与費7,186万7千円、委託料1,739万1千円、各施設の修繕費1,054万1千円、動力費931万1千円、薬品費668万3千円、南房総広域水道企業団からの受水費1億5,013万7千円、減価償却費1億6,146万3千円を予定いたしました。

第2項営業外費用では、3,393万1千円を予定いたしまして、第1目支払利息の2,818万円が主なものでございます。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、第1款資本的収入の総額を5,560万円と決めました。

第1項企業債は、平成31年度に予定いたします工事に係る借入金として5,560万円予定いたしました。

次に資本的支出ですが、第1款資本的支出の総額を、2億1,929万3千円と決めました。

第1項建設改良費、第2目配水施設改良費は、配水池耐震診断及び補強工事実施設計業務委託と3カ所の配水管布設工事を予定し、6,625万6千円といたしました。

第3目浄水施設改修費は、加圧所改修工事で、880万円を予定しました。

また、第2項企業債償還金におきましては、1億3,741万4千円を予定いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,369万3千円は、過年度分損益勘定留保資金8,469万5千円、当年度分損益勘定留保資金7,164万9千円及び当年度分消費税資本的収支調整額734万9千円で補てんすることと定めしました。

6ページをお願いします。

平成31年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フローでございますが、年度末における資金残高は、最下段でございますが3億6,287万1千円となる見込みでございます。

7ページから9ページは職員の給与費等に関する明細、10ページは、債務負担行為に関する調書、11ページから14ページは、平成30年度鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表、15ページから17ページは、平成31年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので、後ほどご参照願います。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

議案の説明がありました。

これより、平成31年度鋸南町水道事業会計予算全般に係ることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

..... 休 憩・午後 3時51分

..... 再 開・午後 3時52分

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議案付託表及び予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配布いたしました。

議案第18号 一般会計予算、議案第19号 国民健康保険特別会計予算、議案第20号 後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 介護保険特別会計予算、議案第22号 鋸南病院事業会計予算、議案第23号 水道事業会計予算については、休会中の3月8日午前10時から、それぞれ予算審査特別委員会を開催し、議案の審査をお願いしたいと思います。

◎散会の宣言

○議長（小藤田一幸）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

3月8日は午前10時から予算審査特別委員会をお願いいたします。

最終日の3月15日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

..... 散 会・午後 3時54分

平成31年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成31年3月15日 午後2時開議

日程第1	議案第18号	平成31年度鋸南町一般会計予算について
日程第2	議案第19号	平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第20号	平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第21号	平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第5	議案第22号	平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第6	議案第23号	平成31年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 田 久 保 浩 通 君	2 番 青 木 悦 子 君
3 番 笹 生 久 男 君	4 番 渡 邊 信 廣 君
5 番 小 藤 田 一 幸 君	6 番 緒 方 猛 君
7 番 鈴 木 辰 也 君	8 番 黒 川 大 司 君
9 番 伊 藤 茂 明 君	10 番 笹 生 正 己 君
11 番 平 島 孝 一 郎 君	12 番 三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和 君	副 町 長 内 田 正 司 君
教 育 長 富 永 安 男 君	総務企画課長 増 田 光 俊 君
税務住民課長 平 野 幸 男 君	保健福祉課長 杉 田 和 信 君
地域振興課長 飯 田 浩 君	建設水道課長 平 嶋 隆 君
教 育 課 長 福 原 規 生 君	会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘 君
監 査 委 員 柴 本 健 二 君	総務管理室長 安 田 隆 博 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義 書 記 安 藤 睦

◎開議の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さん、こんにちは。

議員各位には、御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小藤田一幸）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第18号の委員長報告、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第1 議案第18号「平成31年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 伊藤茂明君。

〔予算審査特別委員会委員長 伊藤茂明 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（伊藤茂明）

予算審査特別委員会に付託されました「平成31年度鋸南町一般会計予算」の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。

審査にあたり、各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたします。

審査した順番に、課ごとに報告いたします。

まず、総務企画課関係についてですが、「豊かなまちづくり寄付品を増やすための施策はあるか」との質疑に対し、「前年より返礼品を9品減らす一方で、新たに20品追加し、現在46品を返礼品リストに掲載しています。また、寄付が集中する12月を中心にダイレクトメールなどでPRを行いました」との答弁がありました。

「道の駅保田小に係る周辺整備策定委託は、町内に基本計画策定に関わる組織を立ち上げ、計画をより充実したものにしたらどうか」との質疑に対し、「業者はプロポーザルで選定しますが、業者の案をそのまま採用するのではなく、町内の各部門の関係者の話を聞きながら計画を進めていきます」との答弁がありました。

「会計年度任用制度について説明を」との質疑に対し、「本制度は地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、2020年の4月に施行され、特別職等の任用の厳格化、一般職の非常勤職員の任用の明確化などの適正化を図り、諸手当や休暇などの処遇改善を行なうのが主な改正点です」との答弁があり、「臨時職員の待遇などが悪く、それを改善するための改正と解釈して良いか」との質問に対し、「自治体間で異なる臨時職員等の取り扱いを、規定の整備により、統一を図ろうとするものです」との答弁がありました。

次に税務住民課関係ですが、「平成30年度、鋸南町への新規転入者の見込み数は」との質疑に対し、「平成30年1月から12月までの実績は、転入者207名、転出者274名であり、社会増減は67名、0.83%減少しました」との答弁がありました。

保健福祉課関係では、「老人福祉センターは何人体制の予算を組んでいるか」との質疑に対し「正職員1名、臨時職員5名を見込みました」との答弁がありました。

「重度心身障害者医療費扶助の予算額が500万円ほど減っているが、利用者数の減を見込んだのか」との質疑に対し、「身体障害者1、2級の手帳保持者数に変わりはなく、30年度の4月から12月までの実績とその後の見込みから推計し、計上しました」との答弁があり、「人数が変わらないのであれば、利用頻度が減ったということか」との質疑に対し、「心身障害者のなかには、医療からサービスに移行する方もいますので、医療費を使わずにサービスを利用している場合もあり、障害福祉サービス費については、800万円の増額計上をしました」との答弁がありました。

地域振興課関係ですが、「元名採石場跡地の取得時、使用料を年間400万円見込むとの説明があったが、予算額の200万円は少な過ぎないか」との質疑に対し、「年度途中に取得したことから、30年度3月補正後の予算額は、190万円となっており、31年度については、30年度の実績を基に歳入が見込める額を計上しました」との答弁があり、「1日の使用料が10万円で、長期の撮影も予定されているとの説明なので、それなりの金額になると考える。使用料が高いと思われれば次回は使用しないということもあるので、使用料については状況にあった対応をしてもらいたい」との要望がありました。

「佐久間地区活性化推進協議会について、31年度の事業計画と集落営農の進捗状況及び目標について説明を求める」との質疑に対し、「31年度は30年度と同様、先進地視察、集落ぐるみの有害鳥獣対策、高収益作物についての検討を考えています。集落営農については、希望する集落が1ヵ所あり、集落座談会を開催し説明をしたところ、2回目以降については、集落主体で実施することになり、平成32年度までに組織化できればとの意向があるとのことです」との答弁があり、「町が実施した農業アンケートの結果を見ると、これからは集落営農が必要になると考えるので、先導志向で取り組んでもらいたい」との要望がありました。

「鋸南町有害鳥獣対策協議会委託費に係る県の補助金が、3,000円から4,500円にアップするとのことだが、従来のイノシン捕獲代金にそのまま上乘せするのか」との質疑に対し、「上乘せすることは可能ですが、捕獲の補助には捕獲代金のほか弾代、檻の費用も含め17,300円の上限があり、超えた場合は、国の補助が減額されますし、近隣市と比べ突出しないようにする配慮も必要なので、鋸南町有害鳥獣対策協議会の意見を参考に決定したい」との答弁がありました。

「水仙郷に設置される観光トイレは、簡易水洗方式とのことだが、簡易水洗が採用された経緯は」との質疑に対し、「水洗方式も検討しましたが、建設費が非常に高くなるため、地元の方々と協議をし、清掃については地元の方々の協力が得られることになったため、採用しました」との答弁があり、「簡易水洗は、維持管理をしないとイメージダウンにつながるので、しっかり維持管理をしてもらいたい」との要望がありました。

「新規就農者支援事業補助金は、2名分、10万円との説明だが、どのような支援策を考えているのか」との質疑に対し、「安房農業事務所の経営体育成セミナーの受講者に対し、1人5万円を助成します。今年、利用した方は3年目なので、来年は受講ができません。新規就農の相談がきていますので、2名分を計上しました」との答弁があり、「新規就農者は町にとって重要なので、研修費の他に何か考えている施策があるか」との質疑に対し、「担当課で検討はしていますが、財政状況を勘案しながら協議していきたいと考えています」との答弁がありました。

「田町地区の防止柵工事のように、原材料は町が提供し、労力を住民が負担するという方法で、事業を推進していく考えはあるか」との質疑に対し、「住民の方々との間で話がまとまるのであれば、今後も住民の力をお借りして実施していきたいと考えます」との答弁がありました。

「出会い応援サポーター事業補助金が、前年度より減額された要因は何か」との質疑に対し、「予算編成時までに、明確なイベント計画が作成できなかったこともあり、若干の減額となりましたが、次年度計画については、サポーターが切り替えとなりますので、新しい方の意見を取り入れていきたいと考えます」との答弁がありました。「サポーターが企画しても、予算が足りないから出来ないということがないようバックアップしても

りたい」との要望がありました。

続いて、建設水道課関係では、「以前、人口減対策として、新しい町営住宅を建てる話があったが、検討しているか」との質疑に対し、「平成28年度に地方創生推進交付金を活用し調査を行い、改修等も含め町営住宅の今後について検討しました。建築から50年近く経過し、劣化が激しく耐震性能も不明であるため、転用や再生利用の可能性は低いとの検討結果が出ました。現在は4世帯が居住しており、そのままお使いいただいている状況です」との答弁があり、「町営住宅は、老朽化が激しく、入居者には退去をお願いし、取り壊しあるいは修繕するとしていたが、現在も居住させている状況は問題ないか」との質疑に対し、「老朽化していますが、入居者からは住み続けたいという意見もあり、町も代替住宅を検討していますが、適当な物件がない状況で、引き続き安全を考慮しながら対応していきたい」との答弁がありました。

「土地借上料について、勝山橋脇の土地の借上料が入っていると思うが、昨年と利用状況が変わっていないが、町は今後どのようにしていく考えか」との質疑に対し、「勝山橋の歩道は、一昨年の7月に土地の一部をコンクリート舗装し、供用開始しました。事業主体は千葉国道事務所であり、今後とも、国と町、地権者の間で協議を行い、改善に向けて努力していきます」との答弁がありました。

最後に、教育課関係についてですが、「歴史民俗資料館入館料が前年度予算の半分しか計上されていないが、原因は」との質疑に対し、「空調設備等改修工事により4ヶ月間休館し、特別展の開催も予定していないため減額しました」との答弁がありました。

「小学校の校舎・校庭補修用原材料の使用目的は何か」との質疑に対し、「経年により校庭の砂が無くなり低くなっている部分があるので補てん用の砂を計上しました」との答弁があり、「小学校の裏の門扉が昼夜開いているが、防犯上、閉めておくべきではないのか」との質疑に対し、「以前に破損し修繕しましたが、その後、何度か強風で転倒したために、現在は倒れないように縛ってある状況です。何らかの対策を検討して参ります」との答弁がありました。

「公民館は夏場の空調の効きが悪くなっているが、長寿命化建物調査委託のなかで検討されるのか」との質疑に対し、「空調機は、平成14年に改修を行い、今年度も修繕を行っており、現在は正常に作動しています。長寿命化調査では、外壁、床、機械設備等の調査を行う予定ですので、空調についても今後の計画の中で見直しを予定しています」との答弁がありました。

また「中学校のグラウンドの強風対策として、防風ネット設置等を再度検討してもらいたい」との要望がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成31年度鋸南町一般会計予算については、全員賛成で、原案のとおり「可決すべき」ものと決定いたしました。

以上で、議案第18号「平成31年度鋸南町一般会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（小藤田一幸）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は原案のとおり「可決すべき」ものとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号から議案第23号の委員長報告

○議長（小藤田一幸）

日程第2以降の議事についてお諮りいたします。

日程第2 議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」から日程第6 議案第23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」までを一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から、予算審査の経過及び結果について一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第23号までを一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた

議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」

議案第20号「平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第21号「平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について」

議案第22号「平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」

議案第23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」

を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 伊藤茂明君。

〔予算審査特別委員会委員長 伊藤茂明 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（伊藤茂明）

予算審査特別委員会に付託されました、議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」から議案第23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」審査結果を順次報告申し上げます。

まず、最初に「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。

質疑の内容を要約して報告いたします。

「特定健診受診率向上事業業務委託の事業内容の説明を」との質疑に対し、「事業は、AI（人工知能）を利用し、心理作戦により受診勧奨を行うものです。国保連合会が保持するデータ等を利用し、特定健診未受診者を4つに分類し、受診勧奨をします」との答弁があり、「事業実施により受診率は上がったのか」との質疑に対し、「平成29年度は560名、平成30年度は650名で、16%増加し、直近5年間では最多です」との答弁がありました。

「人間ドック助成金について、利用者の年齢や再度利用の有無は」との質疑に対し、「30年度は、現在まで67名が受診し、うち再度利用は54名です。年齢構成は、60代から70代の方がほとんどで、社会保険等でドックを受診していた方が、国保に加入してから受診しているようです」との答弁がありました。

「特定検診と人間ドックでは、受診者への助成率が異なるが、均衡を図る考えはあるか」との質疑に対し、「保険者としては、特定健診を利用してもらいたいと考えており、助成額の変更等の検討も必要かと思われまます」との答弁がありました。

「食生活改善に関し、町の方針、取り組みなどは」との質疑に対し、「平成29年度は、11地区で地区伝達講習会を行い、170名の参加がありました。また、母と子を対象とした離乳食教室や学童期食育講座として、家族ふれあい料理教室等を開催、高齢者に対しても食育講座も開催しており、幅広い年齢を対象に事業を実施しています」との答弁がありました。

以上が、要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり「可決すべき」と決定いたしました。

以上で、議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、「平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」の審査結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。

審査については、2月18日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略ののち、採決の結果、平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり「可決すべき」と決定いたしました。

以上で、議案第20号「平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、「平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算」の審査結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。

各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略の後、採決の結果、平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり「可決すべき」と決定いたしました。

以上で、議案第21号「平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、「平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」の審査結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。

各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略の後、採決の結果、平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり「可決すべき」と決定いたしました。

以上で、議案第22号「平成31年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、「平成31年度鋸南町水道事業会計予算」の審査結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。

各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略の後、採決の結果、平成31年度鋸南町水道事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり「可決すべき」と決定いたしました。

以上で、議案第23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（小藤田一幸）

報告が終わりました。

◎議案第19号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第2 議案第19号「平成31年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第3 議案第20号「平成31年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第4 議案第21号「平成31年度鋸南町介護保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 2 号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第 5 議案第 2 2 号「平成 3 1 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也）

私は、鋸南病院事業会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

鋸南病院の指定管理者である医療法人財団鋸南きさらぎ会に対する指定管理交付金については、31年度中に病院の資金が不足しないよう支出することは良しとします。

しかしながら、鋸南病院は公設民営なので、経営に関しては民間とある程度同じ考え方でやってもらわなければいけないと思います。病院の運営状況が厳しくなった経緯、今まで取ってきた経営改善策、今後の対応策等をしっかりと財団に示してもらい、町は町が望む鋸南病院像をしっかりと財団に伝えて協議して行っていただきたいと思います。

そこで、運営会議を適宜開催するとのことですが、その運営会議自体が今までと同じ様な会議ではなく、今までよりも一歩、二歩も踏み込み、しっかり取り組む会議を開き、鋸南病院の経営改善に活かされるようお願いをし、賛成の討論とします。

○議長（小藤田一幸）

反対討論はございますか。

賛成討論ございますか。

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第6 議案第23号「平成31年度鋸南町水道事業会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（小藤田一幸）

これにて、今定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成31年第1回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 後 2 時 3 2 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月12日

議 会 議 長 小藤田 一幸

署 名 議 員 青木 悦子

署 名 議 員 一